

## 第5回 千代川圏域県管理河川の減災対策協議会

日 時:令和元年 5月 29 日(水)

9時30分~

場 所:国土交通省鳥取河川国道事務所

1階 会議室

### 議 事 次 第

#### 1. 挨拶

#### 2. 議事

(1)減災対策協議会規約の変更について

(2)「減災に係る取組方針」の見直しについて

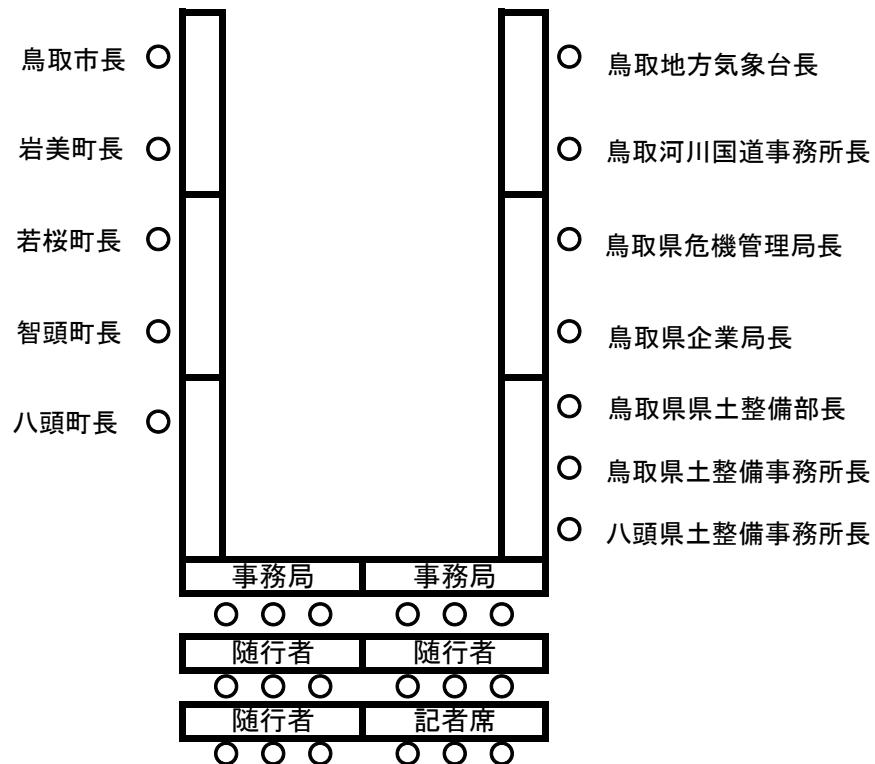
(3)令和元年度の予定について

(4)「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂について

#### 3. その他

## 第5回 千代川圏域県管理河川の減災対策協議会

## 配席表



### (出席者一覧)

九  
(委員)

鳥取市  
岩美町  
若桜町  
智頭町  
八頭町  
国土交通省鳥取河川国道事務所  
気象庁鳥取地方気象台  
鳥取県危機管理局  
鳥取県企業局  
鳥取県土整備部  
鳥取県土整備事務所  
八頭県土整備事務所

乾	危機管理部長(代理)
田中	総務課係長(代理)
盛田	副町長(代理)
寺谷	町長
田井	防災室長(代理)
浜田	副所長(代理)
川上	台長
西尾	局長
松岡	局長
草野	部長
福政	所長
松村	副所長(代理)

## 千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会 規約

## (設置及び対象河川)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 この協議会で対象とする河川は、野坂川、大路川、八東川、私都川、蒲生川、小田川、塩見川、河内川、勝部川、日置川のほか、一級河川千代川水系及び鳥取県東部の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

## (目的)

第2条 協議会は、鳥取県管理河川における堤防の決壟、越水や越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の検討及び実施状況のフォローアップ
- (4) その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項

## (協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるものほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。

3 幹事会は、前項によるものほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

## (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

## (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報などで公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後公表するものとする。

## (事務局)

第8条 協議会の事務局は、鳥取県国土整備部河川課に置く。

## (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

(附則) 本規約は、平成29年5月18日から施行する。

平成30年2月 7日改正

令和元年5月29日改正（案）

別表 1

千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会

(委 員)	鳥取市長 岩美町長 若桜町長 智頭町長 八頭町長 国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 気象庁 鳥取地方気象台長 鳥取県 危機管理局長 鳥取県 企業局長 鳥取県 県土整備部長 鳥取県 鳥取県土整備事務所長 鳥取県 八頭県土整備事務所長
(オブザーバー) (事務局)	国土交通省 中国地方整備局 河川部 鳥取県 県土整備部 河川課

別表 2

千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会幹事会

(構成員)	鳥取市 危機管理 <b>部長</b> <b>局長</b> 鳥取市 都市整備部長 鳥取市 <b>環境</b> 下水道部長 岩美町 総務課長 若桜町 総務課長 智頭町 総務課長 八頭町 総務課 防災室長 国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 副所長 気象庁 鳥取地方気象台 防災管理官 鳥取県 危機管理局 副局長 鳥取県 企業局 工務課長 鳥取県 県土整備部 次長 鳥取県 鳥取県土整備事務所 計画調査課長 鳥取県 鳥取県土整備事務所 河川砂防課長 鳥取県 八頭県土整備事務所 建設総務課 計画調査室長 鳥取県 八頭県土整備事務所 河川砂防課長
(オブザーバー) (事務局)	国土交通省 中国地方整備局 河川部 鳥取県 県土整備部 河川課

## 県 資料 2

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 千代川圏域県管理河川の減災に係る取組方針

平成30年2月7日 策定  
令和元年5月29日 改定（案）

## 千代川圏域県管理河川の減災対策協議会

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、  
鳥取地方気象台、国土交通省中国地方整備局、  
鳥取県

## 目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 県管理河川の特徴と主な課題
  - (1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況
  - (2) 過去の洪水による被害状況
  - (3) 対応すべき課題
4. 現状の取組状況
  - (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
  - (2) 水防に関する事項
  - (3) 沼澤水の排水、施設運用に関する事項
  - (4) 河川管理施設の整備に関する事項
  - (5) 防災教育等に関する事項
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
  - (1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
  - (2) 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
  - (3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供
7. フォローアップ

## 1. はじめに

鳥取県では、人口減少・少子高齢化が進む状況下で、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、地域の豊かな資源や特性を活かして将来にわたり発展していくため、『鳥取県元気づくり総合戦略(平成27年10月策定、平成28年6月改定)』において、「県内から消滅可能性都市をゼロ」にすることを目標として掲げ、人口減少対策など鳥取発の地方創生に向けた取組を推進している。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、観測史上最大となる降雨が頻発し、全国的に洪水による堤防決壊等の大規模な水害が多発している中、『鳥取県国土強靭化計画(平成28年3月策定)』を策定して、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に取り組んでいる。

そのような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

翌年の、平成28年8月には、相次いで発生した台風に伴う豪雨により、北海道及び東北地方の各地で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。

さらに、平成30年7月豪雨では、中四国地方を中心に土砂災害や河川氾濫が発生し、また、愛媛県の肱川（野村ダム・鹿野川ダム）や広島県の野呂川（野呂川ダム）など多数のダムにおいて、計画規模を上回る降水により異常洪水が発生し、下流域で氾濫被害が発生した。このような大雨特別警報が発表された数十年に一度の豪雨に加えて、住民に避難行動を促す行政の対応の難しさ、住民の防災意識など様々な要因が重なって人的被害拡大につながってしまった。

これらの災害をうけ、国管理の大河川だけではなく、都道府県等が管理する中小河川においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められている。

本県においても、近年短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間100mm以上の局地的豪雨を観測するなど、大規模氾濫の懸念が高まっている。

一方、県内河川は全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく延長が短く、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多く、その上、県管理河川の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多いため、必ずしも治水安全度が確保できていない。さらに県管理河川は、国管理河川に比して、格段に河川数は多く延長も長いことから、河川状況の詳細な把握が困難な状況となっている。

また、人口最少県である本県では、人口減少、少子高齢化が進み、地域コミュニティの変化等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動の実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。

しかし、そのような中でも、「人と人の絆」で結ばれた鳥取の強みをさらに伸ばし、いつまでも地域社会の中で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しており、平成28年10月に発生した鳥取県中部地震でも「人と人の絆」の力が發揮されている。

こうした背景や経緯を踏まえ、県東部の県管理河川においても、河川管理者、沿川市町等の関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成29年5月18日に設立した。

本協議会では、県管理河川の特性や治水事業の現状、本県の実情を踏まえ、**令和3年度**までに行う減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「千代川圏域県管理河川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめている。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うとともに、個別課題については、国・県・関係市町村が連携してモデル的に検討を行い、協議会・幹事会で検証し、取組を拡大していくなどし、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第3条に基づき作成したものである。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
鳥取市	市長
岩美町	町長
若桜町	町長
智頭町	町長
八頭町	町長
気象庁	鳥取地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
鳥取県	危機管理局長
"	企業局長
"	県土整備部長
"	鳥取県土整備事務所長
"	八頭県土整備事務所長

### 3. 県管理河川の特徴と主な課題

※ ( ) は課題番号

\_\_\_\_\_は平成30年7月豪雨あり方研究会の提言

#### (1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況

##### ○県管理河川の特徴

県内河川は、全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短く河床勾配も急であるため、降雨のピークから流出までの時間が短く、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。<sup>(ア)</sup>

##### ○県管理河川の整備及び管理の状況

県管理河川の整備は、限られた予算の中で効率的・効果的な対策を進めるため、浸水常襲地区や市街地等の水害リスクの高い地区など緊急性の高い河川を重点整備しているところであり、現状の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多い。<sup>(イ)</sup>

県管理河川の河川数と延長は、45水系295河川・約1,300kmであり、国管理河川の3水系15河川・約122kmに対して、格段に河川数は多く延長も長いことから、水位観測などが十分に行われていない河川も多く、河川状況の詳細な把握が困難な状況である。<sup>(ウ)</sup>

また、流域内に多数の河川をかかえ、管理延長も長いことから、出水が複数箇所で同時に発生した場合、情報伝達等が複雑となる問題を抱えている。<sup>(エ)</sup>

##### ○河川管理施設の老朽化の進行

鳥取県の既存の河川管理施設の多くは、老朽化が進行しており、今後の維持管理・更新費等の増大が見込まれており、財政面での制約がある中、適切な機能維持や補修、更新が困難となることが懸念されている。<sup>(オ)</sup>

#### (2) 過去の洪水による被害状況

##### ○昭和51年9月台風17号洪水

台風17号の影響で県東部を中心に記録的な大雨をもたらし、大路川流域で365戸、塩見川流域で71戸の家屋浸水が発生するなど、甚大な被害があった。

##### ○昭和54年10月台風20号洪水

千代川において戦後最大流量（行徳地点、約4,300m<sup>3</sup>/s）を観測した洪水である。治水事業の進捗により直轄管理区間において堤防決壊被害は発生しなかったが、鳥取平野においては大規模な内水氾濫（浸水家屋1,355戸）被害が発生した。

大路川流域では547戸、蒲生川流域でも29戸の家屋浸水が発生するなど、甚大な被害があった。

## ○平成2年9月台風19号洪水

台風19号の影響で県内各地で雷を伴った大雨となり、岩美町岩井では総雨量521mm、24時間雨量で352mmを観測した。

塩見川流域では85戸、蒲生川流域でも126戸の家屋浸水が発生するなど、甚大な被害があった。

## ○平成25年9月洪水

降り始めの8月30日9時から9月4日24時までの降水量が、岩美町岩井で307.0mm、鳥取で297.0mmを観測し、この影響で、鳥取県では重傷者が1名、床上浸水が3戸、床下浸水が11戸のほか、道路冠水や土砂崩落により交通機関に大きな乱れが発生した。

大路川流域においては、河川の増水により支川の一部で浸水被害があり、鳥取市街地の約15,000人を対象に避難勧告が発令された。この流域は、市街化が進み災害ポテンシャルが高く、堤防決壊等が発生すれば大きな被害となることが予想されるが、実際の避難者はわずかであった。このことから、住民にとってわかりやすい情報発信と確実な伝達、更なる防災教育や意識啓発の必要性があらためて認識された。

## ○平成30年7月豪雨等

鳥取県内では大雨特別警報が初めて発表され、7月3日0時から9日10時までの降水量は、智頭町智頭508.5mm、鳥取市佐治町483.0mm、若桜町若桜447.0mmなど平年の7月1ヶ月の2倍以上の降水量を5日余りで更新するなど県東部を中心に記録的豪雨となった。この結果、公共土木施設や農林施設等に極めて甚大な被害が発生した。河川の状況としては、千代川が戦後2番目の流量となり、県管理の4河川（大路川、塩見川、勝部川、私都川）でも氾濫危険水位に到達するなど、広島県、岡山県、愛媛県と同様の甚大な人的被害や住家被害が発生する危険が差し迫った状況にあった。

また、この年の9月末からの台風24号が豪雨をもたらし、県中西部を中心<sup>(カ)</sup>に公共土木災害等が発生。7月豪雨災害と合わせ平成最大の公共土木施設被害額となった。

### (3) 対応すべき課題

#### ○人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下

人口減少や少子高齢化が進むとともに、地域コミュニティの変化等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動の実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。<sup>(カ)</sup>

また、本県では近年大規模な水害を経験していないこと、人口減少・少子高齢化による避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在等によ

り、避難誘導が困難な状況になってきている。<sup>(キ)</sup>

住民の自助・共助の取組を一層広め高めるとともに、住民避難に関しても地域と行政の連携を一層推進する必要がある。<sup>(あ)</sup>

## ○危険な場所からの立ち退き避難

住民等に対し、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）、浸水深が大きい区域並びに長期間浸水が継続する区域からの立ち退き避難を強力に促す必要がある。<sup>(ク)</sup>

## ○市町村・住民等の適切な判断・行動

河川管理者等から提供される防災情報のわかりにくさや説明不足等もあり、<sup>(コ)</sup> 避難情報（避難勧告など）や防災気象情報（特別警報等の防災気象情報、氾濫危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、河川氾濫浸水深や土砂災害警戒区域等のハザード情報など）の意味（とるべき行動を含む）が住民に十分に浸透しておらず、危険性に対する行政と住民の認識に差がある状況にある。<sup>(い)</sup>

また、避難情報、防災気象情報が空振りとなることを許容する住民の意識醸成や、リードタイムを取って発出されていることへの理解が不十分であることから、避難情報の早期発出が逆効果（住民の避難情報に対する信頼を低下）という状況もある。<sup>(う)</sup>

一方、市町村の防災担当者の水害に対する経験やノウハウの蓄積が不十分な場合もあり<sup>(ケ)</sup>、いざというときに適切に判断し行動することができないことが懸念される。

## ○安全で安心して過ごせる避難所の開設

乳幼児・高齢者・障がい者等要配慮者だけでなく、多くの人に とって避難所の環境が十分でないことが避難行動を躊躇させる要因の一つとなっていると思われる。また、開設した避難所の情報が住民に正確に伝わらず、安全性に疑問が持たれた例があった。<sup>(え)</sup>

## ○水防体制の脆弱化

水防団員の減少・高齢化等が進行し、水防活動に従事する人員の減少が見込まれる中で、近年、水防活動は量的にも質的にも増加しており、多岐にわたる水防活動を的確に実施できなくなることが予想される。<sup>(サ)</sup>

## ○「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

鬼怒川での水害では、堤防の未整備箇所で決壊したが、河川整備を進めるためには上下流バランスの確保等を図る必要があり、また財政等の制約

もあることから、氾濫の危険性の高い区間であっても早期に解消することが困難な場合があり、大規模な洪水に対して被害の軽減を図るために、従来の「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することには限界がある。<sup>(シ)</sup>

#### ○正常性バイアスによる避難の遅れ

「自分は災害にあわないという思い込み」や平成30年7月豪雨の被災地で見受けられた「洪水や土砂災害による被害を受けても2階に逃げれば大丈夫だと思った」などの正常性バイアスを打破し、災害を我がこととして考え、住民自身による自発的で適切な避難行動を促す取組が必要である。<sup>(ス)</sup>

#### ○適切な避難のための情報提供・共有

##### ・中小河川の水害リスク情報等の提供

県管理の中小河川においては、洪水の到達時間が短く、避難のためのリードタイムを確保することが困難な河川が多いことなどから、浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が進んでいない。<sup>(セ)</sup>

水位周知河川等に指定されていない河川においては、避難勧告等の発令を支援するための水位情報が提供できていない。<sup>(ソ)</sup>

##### ・水害リスク情報等の市町村長への確実な伝達

緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障が生じるおそれがある。<sup>(タ)</sup>

##### ・樋門・水門、排水機場等の操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備

住民に樋門・水門、排水機場等の機能を理解してもらい、これらの操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備し、住民へ早めの避難行動を促す必要がある。<sup>(チ)</sup>

##### ・切迫感のある避難情報、早期・確実な伝達

現在の防災情報の表現や内容、情報発出単位(例えば、〇〇市全域などの広域)では、十分に切迫感が感じられないと思われる。また、避難情報が就寝時間帯に発出された場合や屋外拡声器のみの防災行政無線の場合は、避難情報が確実に伝達できていない状況がある。<sup>(オ)</sup>

#### ○要配慮者利用施設管理者等の防災情報の理解不足と避難確保計画策定の必要性の認識不足等

防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されていないうえ、

水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障が生じるおそれがある。<sup>(テ)</sup>

また、要配慮者の避難は一般の者より多くの時間をするが、避難支援体制が十分構築されていない状況にある。<sup>(カ)</sup>

## ○内水対策の検討

内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討しておく必要がある。<sup>(ト)</sup>

## ○流域一体となった総合的な流木対策の検討

流木を原因とする災害に対する対策は、各分野で個別に実施しており、より効率的に行う必要がある。

流木による閉塞状況や災害発生の可能性、下流域の危険情報などが流域全体で共有されていない。<sup>(ナ)</sup>

## ○ダム放流の安全・避難対策

計画規模を超過する降水に対して、事前放流等により貯水容量を十分に確保するダム操作などの対応が求められている。<sup>(キ)</sup>

また、県河川では、ダムの持つ機能やダム放流に伴うリスク（浸水エリア）等の住民周知が不十分であり、適切な避難行動がとられないおそれがある。

さらに、ダム放流時に警報局及び警報車によりサイレン吹鳴や放送を行っているが、ダム放流情報が確実に住民まで伝達できていない可能性があり、また、リードタイム（避難に要する時間）を考慮した早期伝達ができていない状況にあることから、ダム機能の理解と併せ効果的な流域住民への広報の方法について検討する必要がある。<sup>(ツ)</sup>

以上の課題を踏まえ、千代川圏域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

#### 4. 現状の取組状況 (平成30年2月現在)

千代川圏域県管理河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

##### (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	課題番号
想定される浸水リスクの地域住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水位周知河川（野坂川、大路川、八東川、私都川、蒲生川、小田川、塩見川、河内川、勝部川、日置川）については計画規模降雨における洪水浸水想定区域は公表しており、現在、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域の公表に向け準備を進めている。</li> <li>○計画規模のハザードマップ（HM）は全戸配布して周知している。市町のホームページ等でも公表している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていない。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハザードマップ等の目的や使い方が住民に十分理解されていないことが懸念される。</li> </ul>	B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水位周知河川等以外の河川の浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていない。</li> </ul>	C
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川水位や雨量情報等を県ホームページ（防災情報）等で情報提供している。</li> <li>○水位周知河川等について、河川水位に応じた「水防警報」や「避難判断水位」を定め、関係市町向けに通知している。（関係市町：FAX）</li> <li>○河川管理者（鳥取県土整備事務所長、八頭県土整備事務所長）と関係市町長との情報伝達の手段として「ホットライン」を構築している。</li> <li>○各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行動計画（タイムライン）及びホットラインについて、今後運用しながら検証し、必要に応じて改善を図っていく必要がある。</li> </ul>	E
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水位観測箇所で避難判断水位等が設定されていない箇所があり、住民避難や水防活動に十分に活かされていない。</li> </ul>	F
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町と河川管理者等と情報共有し、予め情報等を整理しておくことが必要である。</li> </ul>	G

項目	現状と課題		課題番号
避難勧告等の発令基準	現状	○当面の対応として、鳥取県独自の発令基準を設けており、避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。(水位周知河川等)	
	課題	●出水時においては、県管理河川だけでなく、その他河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、避難勧告等の判断が難しい。	H
		●洪水規模に応じた段階的な発令基準を検討する必要がある。	I
		●市町長に対し、助言を行う者の育成が必要である。	J
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	○防災行政無線の戸別受信機や屋外スピーカー、公用車や水防団の拡声器等で避難情報等を発信している。 ○各種情報をJアラート、あんしんトリピーメール、地デジデータ放送、ホームページ、ケーブルテレビ、緊急速報メール等の様々な手段で伝達している。	
	課題	●防災無線による情報伝達は、雨音により聞き取りにくい。	K
		●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい)	L
		●地域の自主防災組織等のみならず、外国人や避難行動要支援者等に対しても、的確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。	M
		●河川防災担当職員を対象に説明能力向上等を目的とした研修の実施が必要である。	N
		●住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。	O
避難場所※ <sup>1</sup> 、避難所※ <sup>2</sup> 、避難経路	現状	○避難所、避難場所を指定し、ハザードマップ、HP、広報誌などで周知している。	
	課題	●想定最大規模降雨により浸水想定区域が広がったことにより、適用性のある避難所、避難場所を新たに選定する必要がある。	P
		●避難所で充分な収容人員が確保できない場合、広域的な連携と輸送方法の検討、特に要配慮者への支援体制の確立が必要である。	Q
		●避難経路は、災害状況等により適切な経路が異なるため、慎重に検討する必要があり、安全性の確保、広域避難、緊急(一時)避難所(集落公民館等)への支援体制を構築することが必要である。	R
		●県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨時における浸水想定区域図が公表できていない。	S

避難誘導体制	現状	○集落の自治会、消防団員のほか、消防職員、警察官の協力を得ながら実施している。 ○各施設の管理者、役場担当課職員などにより実施している。	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。（広域連携の場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討等）</li> <li>●高齢化の進行等により要支援者が増加しているため、地域の自主防災組織の協力等、地域ぐるみでの防災・避難体制の確立が必要である。</li> </ul>	T U

※1 避難場所：災害対策基本法第49条の4（同施行令第20条の3）に規定する施設又は場所

※2 避難所：災害対策基本法第49条の7（同施行令第20条の6）に規定する施設

## (2) 水防に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
河川水位等に係る情報提供	現状	○県から市町村へはファックス、Ｌアラート、あんしんトリピーメール、水位到達メール等で情報提供している。	
		○市町から水防団へは電話、メール、ＳＮＳ等を利用して情報提供している。	
	課題	●連絡手段が電話・携帯電話であるため、災害時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。	V
		●気象が激甚化・集中化する中で、水防団（消防団）へのメール配信システムの導入など、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。	W
	現状	○出水期前に、河川管理者及び関係市町で洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。	
		○出水時には、必要に応じて職員、消防団が巡視等を行っている。	
河川の巡視区間	課題	●水防団（消防団）組織がない地域では、巡視対応ができない。	X
		●河川延長が長いため、水防団（消防団）員のみで全区間を巡視することは困難である。	Y
	現状	○国、県、市町で水防訓練、水防講習会を実施している。	
		○独自の水防訓練等を行っている市町もある。	
水防訓練	課題	●県の訓練に参加しているが、町内での水防訓練を実施する必要がある。	Z
		●東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。	AA
	現状	○国、県、各市町で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄しており、適宜補充している。	
水防資機材の整備状況	課題	●道路の通行止めの可能性や浸水想定区域内の立地等を考慮し、分散配置等、洪水時に適切に資機材が配備可能か検討する必要がある。	AB
		●気象状況が激甚化していく中、水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。	AC
	現状	○想定最大規模降雨での浸水深等について、事前の確認が十分に出来ていない施設がある。	
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	課題	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。	AD
		●浸水状況によっては、交通手段が寸断される恐れがあるため、移動手段の検討が必要である。	AE

### (3) 汚濁水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国、県は排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。</li> <li>○排水機場、水門、排水樋門等は操作規則を定め、鳥取市へ操作委託を行っている。</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●樋門等の操作員等が避難した場合、洪水収束後の現場復帰や復帰できない場合の対応について検討が必要である。</li> </ul>	AF
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●排水施設、排水資機材の保有について、消防ポンプ等での対応を考えており、現時点では導入の考えはないが、今後の状況によっては検討が必要である。</li> </ul>	AG
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。</li> </ul>	AH

### (4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
堤防等河川管理施設の現状および今後の河川整備	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川整備計画に基づき、各河川毎に目標を設定して整備を実施している。（塩見川、浜村川、大路川、湖山川、大井手川、野坂川、蒲生川、勝部川、八東川、私都川）</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状では、各河川毎に設定された治水安全度に到達していない。</li> </ul>	AI
河川管理用通路等の状況	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理用道路が整備されていない、又は整備されていても車両が侵入できない箇所がある。</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川巡視、水防活動に支障がある。</li> </ul>	AK

### (5) 防災教育等に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
防災教育、防災学習	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。</li> <li>○地域住民からの要請で出前講座を実施している。</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校と連携した防災訓練の実施が必要である。</li> </ul>	AL
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の教職員を対象とした研修・訓練の実施が必要である。</li> </ul>	AM
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災リーダーの養成が必要である。</li> </ul>	AN
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町防災担当、福祉関係職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員、自治会、まちづくり委員会等との連携が必要である。</li> </ul>	AO
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町長に対し助言を行う者の育成や河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。</li> </ul>	AP

## 5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和3年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

### 【5年間で達成すべき目標】

河川整備率が低く、また、急流河川で水位上昇が急激な県管理河川の特性を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、ハード整備とソフト対策が一体となったとつとりらしい防災・減災対策に取り組み、「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
- ②鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
- ③住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

- ・ 人口減少、少子高齢化が進行する中、正常性バイアスを打破し、住民が自発的に適切な避難行動をとれるように、本県の強み「人と人の絆」を活かした支え愛防災マップづくりやマップを活かした水防災訓練、「体験型」「実践型」の防災学習・教育等を通じ、自助・共助の学習や地域コミュニティの形成など、地域防災力の強化を図る。（平成29年度から継続実施）
- ・ 行政と地域が連携して避難体制を構築することが重要であり、そのためには、防災リーダーの育成を推進する。地域における防災リーダーは、災害時に戸別の声かけによって避難を促進し、地域で要配慮者の避難行動を支援するなど地域の防災力向上の牽引者であり、また、行政と住民をつなぎ、自助・共助・公助が一体となった防災体制の要となる者である。
- ・ 行政から出される防災情報は、具体的で誰にでもわかりやすい内容で発信され、住民に確実に伝達されることが必要であり、また、緊急時には切迫性を持った情報発信が必要であるため、住民の理解と行動が向上するよう、啓発、浸透に一層努める。
- ・ 水防活動の効率化や水防体制の強化を図るため、洪水に対しリスクの高い河川堤防の脆弱部（越水、侵食、浸透）を重点監視区間に定め、重点的に点検するとともに、河川監視カメラや簡易水位計等を設置するなど、市町村、水防団等と情報共有できる基盤整備を進める。（平成29年度から順次実施）
- ・ 鳥取大学と連携し、ＩＣＴを活用した危険箇所の定期観測・経年データ蓄積、点検を担う人材育成（防災ボランティア、住民等）などを進め、鳥取方式による地域と一体となった水防・河川管理を推進する（平成30年度から継続実施）とともに、流下能力対策等のハード対策を着実に実施する。（継続実施）
- ・ 避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在による避難誘導の困難さ、県管理の中小河川における急激な水位上昇など、鳥取県の実情や県管理河川の現状を踏まえ、早めの避難判断基準等の運用を図る。（平成29年度）
- ・ 水位周知河川等については、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域等を作成・公表する。（平成29年度目標）

- ・水位周知河川等以外は、「鳥取方式」洪水浸水リスク図を作成し、避難勧告等発令範囲の目安となるよう、市町村へ情報提供を行う。(平成30年度目標)
- ・これらの洪水浸水想定区域等に基づき、避難場所等を検討・設定し、ハザードマップや支え愛防災マップへ反映するとともに、防災行動計画（タイムライン）を作成し、これに基づく訓練等を実施し、検証及び充実を図っていく。(平成29年度から随時実施)
- ・要配慮者利用施設における避難体制確保のため、施設管理者を対象とした防災に関する説明会を開催するとともに、関係機関が連携して避難確保計画の作成や避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援する。(平成29年度～令和3年度)
- ・水門・樋門、排水機場等に係る地元住民への水害リスクの周知や警戒避難情報等の連絡体制の整備を行うとともに、これらの運用規則の点検・確認を行う。(平成29年度から継続実施)
- ・内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討する。(平成29年度から順次実施)
- ・ダム放流情報の関係機関への伝達方法を確認するとともに、住民への確実な伝達方法の検討を行う。また、ダム放流伝達訓練や、ダムの貯留及び放流の影響を考慮した防災情報伝達訓練を実施する。(平成29年度から継続実施)  
また、ダムの治水能力を上回る事象が発生した場合のリスクを事前に市町村や住民に十分に周知するとともに、適切なダム操作について関係者との調整等を行っていく。
- ・流木対策として、流木による閉塞の危険箇所（トラブルスポット）を抽出した上で、過去に流木被害が発生するなど重点的な対策が必要な代表流域において、森林、砂防・治山施設、ダム・ため池、河川等での流木対策の効果検証と効率的・効果的な手段及び施工順序等を検討する。  
さらに、流域内の異なる箇所で同時に発生する閉塞状況や災害発生の可能性の周知、下流域への危険情報の伝達方法などを関係市町村と一緒に検討する。
- ・利用しやすい避難所等の整備は避難率を上げることにつながるため、資機材等の環境整備を図ることや、避難対象地域から遠くない安全な施設を選定し、迅速に開設するよう努める。

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－2参照）

## (1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

主な取組項目	課題番号	目標時期(年度)	取組機関
<b>&lt;地域の防災体制づくり&gt;</b>			
<b>■地域の支え愛防災マップづくりを通した地域防災力向上の取組</b>			
① 防災学習、出前講座等の実施	コ, ス, い, う, え, B, 0, AN	H29 から※ 継続実施	協議会全体
② 現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	キ, コ, ス, う, か, B, 0, U, AO	H29 から※ 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
③ マップ等を活用した防災訓練の実施	キ, コ, ク, う, B, 0, U, AO	H29 から※ 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
<b>■住民主体の防災体制づくりの推進</b>			
④ 防災リーダーの育成	キ, あ, い, う, B, 0, U, AN	継続実施※	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 気象台
⑤ 自主防災組織等の研修、講師の派遣	キ, B, 0, U, AN	継続実施※	協議会全体
⑥自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携	あ	継続実施※	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
<b>■安全で安心して過ごせる避難所の開設</b>			
⑦必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	え	継続実施※	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑧家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	え	継続実施※	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑨住民による避難所自主開設の体制整備	え	継続実施※	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
<b>&lt;住民の水害に対する心構えと知識を備える方策&gt;</b>			
<b>■防災学習・教育、意識啓発</b>			
⑩鳥取型防災教育の充実・拡大・促進（体験型・実践型で水害の危険性を学習）	コ, ス, あ, B, 0, AL, AM	H29 から※ 継続実施	協議会全体
⑪水害・土砂災害等に関するシンポジウム	コ, ス, B, 0, AN	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 気象台

⑧地域の防災学習会、出前講座等	コ, ス, B, O, AN	H29 から※ 継続実施	協議会全体
■行政等の防災力向上			
⑨河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	ケ, H, J, N, AP	H29 から※ 継続実施	協議会全体
⑩市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	テ, カ, D, M	H29 から※ 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町

## (2) 鳥取方式による地域と一緒にとなった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

主な取組項目	課題番号	目標時期(年度)	取組機関
<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進>			
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進			
⑪重点的な流下能力対策の推進	イ, AI	継続実施	鳥取県
⑫堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	イ	H29 から順次実施	鳥取県
⑬計画的な予防保全型維持管理の推進	オ, AK	継続実施	鳥取県
■危機管理型ハード対策の推進			
⑭県管理河川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	シ, AJ	H29 から順次実施	鳥取県
<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化>			
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
⑮重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置	ウ, エ, カ, サ, ソ, F, X, Y	H29 から順次実施	鳥取県
■水防活動の効率化及び水防体制の強化			
⑯I C T の導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積	オ, X, Y	H30 から継続実施	鳥取県
⑰点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）	オ, X, Y	H30 から継続実施	鳥取県

⑯出水時における水防団・市町村との連携・役割分担の検討	カ, サ, X, Y	H29 から※ 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑰地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	イ, あ, バ	H29 から※ 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑱重要水防箇所の見直しと水防団との共同点検及び水防資器材の確認	カ, サ, AB, AC	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 中国地整
⑲水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	カ, サ, X, Y	継続実施※	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 鳥取県
⑳水防団間での連携・協力に関する検討	カ, サ, X, Y	H30 から 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
㉑河川防災ステーションの活用	カ, サ, Z, AA, AC	H29 から※ 順次実施	岩美町、鳥取県
㉒総合防災訓練・水防講習会の実施	カ, サ, Z, AA	継続実施※	協議会全体
<b>&lt;平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策&gt;</b>			
<b>■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組</b>			
㉓浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	チ, ト, AF, AG, AH	H29 から※ 順次実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 中国地整
㉔浸水常襲地区等における市町村・県・国の役割分担を踏まえた内水を含めた排水対策の推進	ト	H29 から 順次実施	関係市町村 鳥取県、中国地整
㉕ダムの柔軟な運用について、操作規則等の総点検の実施	ツ	H29	鳥取県
㉖ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	ツ	H29 から 継続実施	鳥取市、若桜町 智頭町、八頭町 鳥取県 中国地整
<b>■流域一体となった総合的な流木対策の推進</b>			
㉗流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の検討	ナ	H29 から 実施	関係市町村 鳥取県

■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
⑩市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	AD	H29 から※ 順次実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町
⑪市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）	AD, AE	H29 から※ 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町
■ダム放流の安全・避難対策			
⑯利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整	き	R1	鳥取県
⑰流入量予測の精度向上	き	R2	鳥取県
⑱ダム下流の浸水想定区域図の作成	く	R1	鳥取県、中国地整
⑲水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	く	R1	鳥取市、若桜町 智頭町、鳥取県 中国地整
⑳ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	く	R1	鳥取県、中国地整
㉑堆砂対策の推進	き	R1	鳥取県
㉒ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	ツ、き	R1 から継続実施	鳥取市、若桜町 智頭町、鳥取県 中国地整
・避難タイムライン作成、避難訓練の実施	ツ、き	R1 から継続実施	鳥取県

### (3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

主な取組項目	課題番号	目標時期(年度)	取組機関
<水害リスク情報等の共有>			
■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有			
㉓想定最大規模の洪水浸水想定区域等の公表	ク、シ、A、S	H29	鳥取県

⑬水位周知河川等の指定促進	ウ, セ C, F	H29 から 順次実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑭浸水実績等の周知	セ	H29 から* 順次実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県
<b>■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有</b>			
⑮「鳥取方式」洪水浸水リスク図による 浸水範囲等の市町村への情報提供	セ, ニ, C	H29~H30	鳥取県
<b>■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討</b>			
⑯県の実情を踏まえた早めの避難判断基 準（水位）の 運用	ア, イ, ウ, エ, オ, E	H29 から 継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県
⑰水位周知河川等に指定されていない河 川の避難勧告等の目安（雨量情報、降 雨指標等）の検討	セ, C, F	H29 から* 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 気象台
<b>&lt;円滑かつ迅速な避難の実現&gt;</b>			
<b>■住民等の主体的な避難の促進</b>			
⑱住民にわかりやすいハザードマップの 作成・改良	ケ, コ, い, え, B, L, 0	H30*	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑲広域避難等の判断基準や避難場所等の 確保についての検討	ケ, エ, P, Q, R	H30 から 継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 中国地整
⑳電子版の公表や想定浸水深等のまちな かでの表示の検討	ケ, コ, A, 0	H30 から 継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県
㉑スマートフォン等の位置情報を活用し た情報の入手システムの検討	ケ, コ, オ, カ, A, 0	H30	鳥取県
㉒ホームページやデータ放送等のわかり やすい画面への改良や説明の表示	ケ, コ, オ, カ, L	H30	若桜町、鳥取県

④ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	コ, <b>お, か</b> , K, 0	継続実施*	協議会全体
⑤県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施	ク, コ, <b>お, E</b> , L	H29 から 継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 気象台、中国地整
⑥各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	ク, コ, L	H29 から* 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、八頭町 鳥取県
⑦円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	ク, コ, <b>お, L</b>	H29 から* 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑧河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）	コ, <b>お, か</b> , K, 0	継続実施	鳥取県
⑨あんしんトリピーメールの改良（水位情報追加）	コ, タ, <b>お, か</b> , V, W	H29～H30	鳥取県
⑩プッシュ型の洪水情報の発信	ク, コ, タ, <b>お, か</b> , K, O, V, W	H29～H30	鳥取県
⑪防災サインの普及促進	<b>お, か</b> , D	H29 から* 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 中国地整
・重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲⑯）			
<b>■要配慮者利用施設における確実な避難</b>			
⑫施設管理者への説明会実施	テ, <b>か</b> , D, M, Q, U	継続実施*	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 気象台、中国地整
⑬避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援 (平成29年水防法改正により義務化)	テ, <b>か</b> , D, M, Q, U, AO	H29～R3	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 中国地整

■市町村長による避難勧告等の適切な発令のための環境整備			
④氾濫の拡大が時系列的にわかるシミュレーションの提供、公開	ケ, ケ, A, I, T	H29	鳥取県
⑤避難勧告等の目安となる河川水位情報の自動配信	ア, タ, G, V	継続実施	鳥取県
⑥河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	タ, ハ, E, G, H	H29 から 継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
⑦過去の洪水時の雨量と水位の関係整理	ケ, G, I	H29 から 継続実施	鳥取県、気象台
⑧県管理河川の水位予測の検討	ケ, H, I	R3	鳥取県
・ホームページやデータ放送等のわかりやすい画面への改良や説明の表示（再掲④）			
・河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）（再掲④）			
・あんしんトリピーメールの改良（水位情報追加）（再掲④）			
・プッシュ型の洪水情報の発信（再掲④）			
・県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施（再掲④）			
・重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲④）			

※目標時期が各機関により異なるため、詳細は別紙－2を参照

## 7. フォローアップ

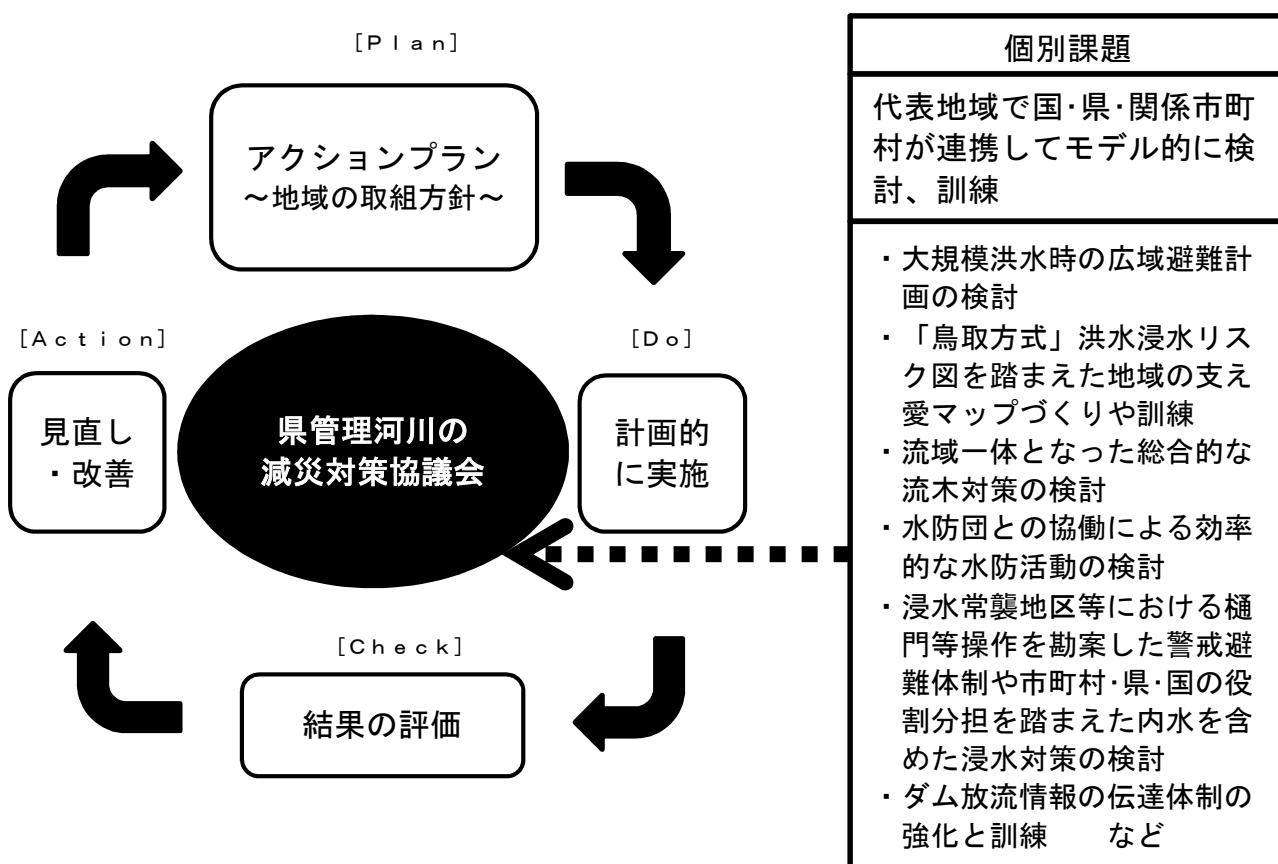
各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

また、鳥取県国土強靭化地域計画における関連施策とともに、総合的かつ計画的に実施するため、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルによるスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行い、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

大規模洪水時の広域避難計画などの個別課題については、代表地域において国・県・関係市町村が連携してモデル的に検討を行い、協議会・幹事会で検証し、取組を拡大していく。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。



○現状の水害リスク情報や取組状況、課題の共有

別紙-1

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	鳥取県	鳥取地方気象台	国土交通省中国地方整備局	課題のまとめ	
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災マップを作成し、住民へ危険箇所を周知している。(市報配布世帯に各戸配布)。</li> <li>・日本語版と英語版を作成し、外国人についても周知している。</li> <li>・市ホームページへもマップの内容を掲載している。</li> <li>・防災講習会等で周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、町ホームページ、町CATV網などの活用して周知している。</li> <li>・浸水想定ハザードマップにより、河川災害危険箇所を表示して周知している。</li> <li>・ハザードマップにより地域ごとの浸水リスクを周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ハザードマップにより、河川災害危険箇所を表示して周知している。</li> <li>・若荷谷ダム決壊時の番米川氾濫図が未作成である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を掲載した防災マップを全戸に配布している。</li> <li>・防災行政無線、町HP、町CATV等で周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川については、計画規模降雨における洪水浸水想定区域図は公表済であり、現在、これらの想定最大規模降雨における想定区域図の作成・公表に向け作業を進めている。</li> <li>・水位周知河川以外の河川については、浸水想定を実施しておらず浸水リスク情報を提供できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年6月に想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表し、ホームページで公開している。</li> <li>・千代川NEWSや水防連絡協議会で雨量・水位の取得方法や浸水想定区域図の情報取得について情報提供している。</li> <li>・平成29年5月よりブッシュ型洪水予報配信を開始している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川等による浸水想定区域図を公表し、ホームページで公開している。</li> <li>・ハザードマップ等の目的や使い方が住民に十分理解されていないことが懸念される。</li> </ul>	<p>&lt;水位周知河川等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水リスク(浸水範囲、浸水深等)が把握できていない。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知した情報が住民へ正確に伝わっているかどうか把握できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の地元住民からなる自主防災組織、消防団などによるサイレン、鐘、口頭などの手段も想定する必要がある。</li> <li>・孤立想定地域に対しては、衛星携帯電話、移動系防災行政無線の設置も検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定ハザードマップ等の作成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人、障がい者等へ確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川については、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域等を早期に公表し、住民に浸水リスクを認識していただく必要がある。</li> <li>・水位周知河川以外の河川についても、浸水リスクを情報提供する必要がある。</li> <li>・公開している情報が住民にわかりやすい情報となっているか疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も浸水想定区域図やブッシュ型洪水予報、水位・雨量等の情報取得方法など周知し、地域住民の理解を深め、避難行動につなげていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人、障がい者、孤立地域等に対して確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。</li> </ul>	<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人、障がい者、孤立地域等に対して確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。</li> </ul>		
洪水における河川管理者等から関係機関への情報提供等の内容・タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水が予想される場合は、関係機関のHP等を確認して情報収集に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関のホームページ等から情報を入手している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水や浸水が予想される場合は、関係機関のホームページ等を確認し情報収集に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水や浸水が予想される場合は、水位周知河川については、避難判断水位や水防活動の指標となる水防警報等を市町等に伝達している。</li> <li>・市町の首長と事務所長間等でホットラインを構築している。</li> <li>・各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページで雨量・水位等に関する情報を提供している。</li> <li>・水位周知河川については、避難判断水位や水防活動の指標となる水防警報等を市町等に伝達している。</li> <li>・市町の首長と事務所長間等でホットラインを構築している。</li> <li>・特別警報を発表する場合に、気象台長から鳥取市長に対してホットラインによる情報提供を行うこととしている。</li> <li>・堤防の決壊・越水等の重大災害が発生する恐れがある場合に、事務所長から鳥取市長に対してホットラインにより情報提供を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位や降雨等の状況に応じて、避難等に資する「洪水予報」を鳥取河川道事務所と共同発表することとしている。(FAX、メール)</li> <li>・気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。</li> <li>・市町の首長と事務所長間等でホットラインによる情報提供を行うこととしている。</li> <li>・堤防の決壊・越水等の重大災害が発生する恐れがある場合に、事務所長から鳥取市長に対してホットラインにより情報提供を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行動計画(タイムライン)及びホットラインについて、今後の運用しながら検証し、必要に応じて改善を図っていく必要がある。</li> <li>・水位観測箇所で避難判断水位等が設定されていない箇所があり、住民避難や水防活動に十分に活かされていない。</li> <li>・市町村と河川管理者等と情報共有し、予め情報等を整理しておくことが必要である。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者等との情報共有により、的確な水位予測などの情報を得ながら対応することが重要である。</li> <li>・堤防の決壊や越水などが予見された後にに対応することは難しいことから、予め決壊箇所毎の浸水域や浸水深をシミュレーションした結果を地図など視覚的に整理しておくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確な水位予測のため、河川管理者はじめ地元消防団、自主防災組織等との情報共有、そのための手段の確立が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報について、水防団待機水位、氾濫注意水位までしかなく、それ以後の情報は町職員、消防団員等の巡回による情報のみである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団待機水位、河川氾濫注意水位のデータによる判断では住民への周知が遅れる場合がある。職員や水防団の巡回による早めの情報収集が不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行動計画(タイムライン)及びホットラインの運用を開始したばかりであり、今後の運用上の問題点等の検証が必要である。</li> <li>・災対策に基づく助言に関する具体的な運用が定まっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。</li> <li>・重点監視箇所の水位情報等については情報連絡系統が整備されていない。</li> </ul>			
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に発令基準を定めている。(避難勧告)</li> <li>・大路川、野坂川、塩見川、河内川、勝部川、日置川で、避難判断水位を超える水位の上昇があるとき。</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき等</li> <li>(避難指示)</li> <li>・大路川、野坂川、塩見川、河内川、勝部川、日置川で、はん濫危険水位を超える水位の上昇のおそれがあるとき。</li> <li>・堤防が決壊し、又は決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に発令基準を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が堤防まで1mを超えて、なおも水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>・役場職員、消防団員の巡回情報等で堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。</li> <li>・防災監視カメラの情報。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基準を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基準を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に発令基準を定めている。</li> <li>・国ガイドラインと県の避難勧告等の判断基準となる水位が不整合のため、市町村が混乱しないよう、本県内の当面の運用基準について市町村に周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令の目安として、鳥取市及び八頭町と共にタイムラインを作成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水時においては、県管理河川だけでなく、千代川直轄管理区間の河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、避難勧告等の判断が難しい。</li> <li>・洪水規模に応じた段階的な発令基準を検討する必要がある。</li> <li>・市町村長に対し、助言を行う者の育成が必要である。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理河川の水位上昇時には、千代川直轄管理区間の河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、県管理河川だけの状況で避難勧告等の判断はできないと考えられる。</li> <li>・洪水規模に見合った、段階的な基準を作る必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支流域の情報は、防災監視カメラ、住民からの電話による情報提供になり、対応が遅れる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水時においては、県管理河川だけでなく、千代川直轄管理区間、その他河川、急傾斜地等も危険な状況が想定され、避難勧告等の判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、国ガイドラインと県の避難勧告等の判断基準となる水位に不整合がある。</li> <li>・市町村長に対し、助言を行う者の育成(増員)が必要である。</li> <li>・県も市町職員の研修に積極的に関わり、防災担当者の育成に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインについては、計画規模洪水の洪水波形でリードタイムを設定しているため、想定最大規模洪水ではリードタイムが確保できない。</li> </ul>				
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、市ホームページ、CATV、緊急速報メール、あんしんトリビーメール、テレビ・ラジオ等放送事業者への放送依頼、消防団や広報車による巡回広報等により情報伝達を行っている。</li> <li>・自主防災会や消防団幹部には防災行政無線の戸別受信機を配備し、情報伝達の整備を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、町ホームページ、緊急速報メール、あんしんトリビーメール、テレビCATV網、消防団や広報車による巡回広報等で情報伝達を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線、IP電話により情報伝達を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、告知端末による伝達と、職員、消防団等による巡回広報を行っている。</li> <li>・防災に関する地元説明会などであるんしんトリビーメールやテレビなどによる災害情報の活用をお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線(屋外、戸別)、町ホームページ、CATV、緊急速報メール、トリビーメール、Lアラート、SNS等による伝達、消防団等による巡回広報を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報や水防予警報をあんしんトリビーメール、BizFAX、Lアラートで配信している。</li> <li>・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV等で発信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報を気象台ホームページで配信している。</li> <li>・特別警報は緊急速報メールで配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報や水防予警報、ライブカメラ等の情報を事務所ホームページや防災情報ホームページで配信している。</li> <li>・河川のCCTV画像をNHKに提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線による情報伝達は、雨音により聞き取りにくい。</li> <li>・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい)。</li> <li>・地域の自主防災組織等のみならず、外国人や避難行動要支援者等に対しても、的確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。</li> <li>・河川防災担当職員を対象に説明能力向上等を目的とした研修の実施が必要である。</li> <li>・住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい)。</li> <li>・地域の自主防災会等への情報提供を的確に行う必要がある。</li> <li>・外国人や避難行動要支援者等への的確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外スピーカーの各所への設置は行っているが、山間部ゆえの難聴箇所への対応を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線による情報伝達は、雨音により聞き取りにくい。</li> <li>・IP電話による情報提供は、職員不足により提供が遅れることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい)。</li> <li>・外国人や避難行動要支援者等への的確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。</li> <li>・河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい)。</li> <li>・外国人や避難行動要支援者等に対するとしても、的確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。</li> <li>・河川防災担当職員を対象に説明能力向上等を目的とした研修の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい)。</li> <li>・各機関がホームページ等で個別に情報提供を行っており、住民はどこで何を見れば良いのか分からない。</li> <li>・避難行動要支援者利用施設や企業等への個別の情報伝達を検討する必要がある。</li> </ul>				

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	鳥取県	気象庁鳥取地方気象台	国土交通省中国地方整備局	課題のまとめ
現状 避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災マップ（ハザードマップ）を作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行っている。</li> <li>避難場所は、洪水浸水想定区域外の指定避難所又は指定緊急避難場所としているが、避難所にこだわらず安全な場所に避難してもらうよう周知している。</li> <li>避難経路は、個人や地域で災害時の避難経路を決めておいてもらうよう周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップを作成し、避難場所・避難所等の周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所については、地震・土砂災害ハザードマップを全戸に配布、町のホームページにも掲載して周知を行っている。</li> <li>町内の避難場所は、何らかの危険区域内にあるところが多く、避難場所にこだわらず安全な場所への避難を呼びかけている。</li> <li>避難経路については、支え愛マップを作成し周知を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップを作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップ（浸水・土砂災害版、地震版）を作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を行っている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を行っている。</li> <li>浸水ナビにより、堤防の決壊場所が確定すれば浸水区域が予想可能であり、避難に活用できる（対岸避難や道路の通行状況の判断が可能）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨により浸水想定区域が広がったことにより、適用性のある避難所・避難場所を新たに選定する必要がある。</li> <li>避難所で充分な収容人員が確保できない場合、広域的な連携と輸送方法の検討、特に要配慮者への支援体制の確立が必要である。</li> <li>避難経路は、災害状況等により適切な経路が異なるため、慎重に検討する必要があり、安全性の確保、広域避難、緊急（一時）避難者所（集落公民館等）への支援体制を構築することが必要である。</li> <li>県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水想定区域図が公表できていない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が指定している避難所・避難場所は、計画規模降雨による洪水浸水想定区域内のものは洪水適用性がないものとして指定しているが、想定最大規模降雨により洪水浸水想定区域が広がったことにより洪水適用性のある避難場所を新たに選定する必要がある。</li> <li>通常豪雨時の避難所の中からさらに想定最大規模降雨による洪水浸水想定時の避難所を選定することも考えられるが、どちらの避難所を使用するか判断するためには適確な情報を得る必要がある。</li> <li>避難所で充分な収容人員が確保できない場合の広域連携と輸送方法、特に要配慮者への支援が必要である。</li> <li>垂直避難を実施した者について、その後の救出などの対策が立てられていない。</li> <li>避難経路は、災害の状況や個人や地域の置かれた環境により適切な経路が異なるため確保ができない箇所があり、検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路についての明確な提示はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所を決めているが、遠距離になる集落もあり、輸送をどうするか検討中である。</li> <li>集落の高齢化が進んでおり、要支援者の避難支援が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路、避難所の安全性の確保や要支援者の避難支援が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路の安全性の確保、広域避難、緊急（一時）避難者所（集落公民館等）への支援体制を構築することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水想定区域図が公表できていない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水における国道等の道路情報を避難計画に生かすための情報連絡系統が整備されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水想定区域図が公表できていない。</li> </ul>
現状 避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者のほか、消防関係者や警察官の協力を得ながら実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の管理者、役場担当課職員などにより実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落の自治会、消防団員のほか、消防職員、警察官の協力を得ながら実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者のほか、消防関係者や警察官の協力を得ながら実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団、自警団や警察官の協力を得ながら実施している。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。（広域連携の場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討等）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。</li> <li>地域の自主防災会の協力が重要となるため、地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要である。</li> <li>広範囲の住民が広域連携による遠方への避難所へ避難せざるをえない場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自主防災組織の協力が重要なため、地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が多いため、早期避難の体制作りが必要である。</li> <li>限界集落、高齢化率の高い集落があるため、旧校区単位での避難体制作りが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者が多いため、早期避難の体制作りが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要である。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化の進行等により要支援者が増加しているため、地域の自主防災組織の協力等、地域ぐるみでの防災・避難体制の確立が必要である。</li> </ul>

②水防に関する事項

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	鳥取県	気象庁鳥取地方気象台	国土交通省中国地方整備局	課題のまとめ
水防関係者等への河川水位等に係る情報提供	・水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	・地域防災計画に定める水防警報伝達系統に従って実施している。	・地域防災計画の通報系統図により情報伝達している。	・水防団(消防団)関係者への電話やメール、SNSを利用して情報伝達している。	・水防団(消防団)関係者あてのメール配信システムを利用して、情報伝達を実施している。	・関係市町村等の水防関係者に対し、水位情報、水防警報をあんしんトリビーメール、BizFAX、Lアラートで配信している。 ・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV等で発信している。	・水防関係者に対しては、洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ・大規模な災害が予想される際には、自治体等へリエゾン（情報連絡員）を派遣して、情報共有を行うこととしている。	・水防関係者に対しては、水防警報伝達系統図、洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	・連絡手段が電話・携帯電話であるため、災害時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。 ・気象が激甚化・集中化する中で、水防団(消防団)へのメール配信システムの導入など、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。
	・樋門・排水機場の操作員や緊急排水ポンプ委託業者への連絡手段が電話や携帯電話であるため、緊急時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。	・関係者への連絡手段が電話や携帯電話であるため、緊急時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。	・連絡手段が電話・携帯電話であるため、災害時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。	・連絡手段が電話・携帯電話であるため、災害時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。 ・職員だけではなく消防・水防団へのメール配信システムを導入する必要がある。		・降雨が激甚化・集中化する中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。			
河川の巡回区間	・出水期前に、河川管理者、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ・出水時には、水防団（消防団）による巡視等を行っている。	・特に行っていない。	・出水期には地域防災計画の水防活動区域により巡視を行っている。	・出水時には、必要に応じて職員、消防団が巡視等を行っている。	・出水時には、河川水位情報等を基に巡視等を行っている。	・出水期前に、河川管理者及び関係市町で洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。	○出水期前に、自治体、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を行っている。	・水防団（消防団）組織がない地域では、巡視対応ができない。 ・河川延長が長いため、水防団（消防団）員のみで全区間を巡視することは困難である。	・水防団（消防団）組織がない地域では、巡視対応ができない。 ・河川延長が長いため、水防団（消防団）員のみで全区間を巡視することは困難である。
	・水防団（消防団）組織がない地域では、巡視対応ができない。 ・水防団（消防団）員のみで全区間を巡視することは困難である。		・巡回区間が広範囲になる。		・水防団（消防団）のみで全区間を巡視することは困難である。	・水防団（消防団）との合同巡視を実施していないため、住民の声が把握できていない。		●河川管理者の実施する巡視だけでは、きめ細やかな監視は困難である（重要水防箇所の重点監視、CCTVの活用）。	
水防訓練	・毎年、訓練場所を変更しながら実施している（対象：消防団）。	・毎年実施している。（対象：町消防団）	・県の水防訓練に参加している。	・町独自の水防訓練を実施している。	・県（東部）の水防訓練に参加している。	・出水期前に、県の総合水防訓練を実施している。		・県の訓練に参加しているが、町内で水防訓練を実施する必要がある。	・東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっているおり、水防技術の習熟度の低下が懸念される。
	・水利、法面等、訓練に適した場所の確保が困難である。	・土のう作成や水防に関する工法の学習を行っているが、シナリオに基づいた訓練の実施はしていない。	・町内での水防訓練を実施する必要がある。	・町内での水防訓練を検討したい。	・東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっているおり、水防技術の習熟度の低下が懸念される。				
水防資機材の整備状況	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	・防災備蓄倉庫に水防資機材を備蓄し、適宜補充している。	・防災備蓄倉庫に水防資機材を備蓄し、適宜補充している。	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。		・道路の通行止めの可能性や浸水想定区域内の立地等を考慮し、分散配置等、洪水時に適切に資機材が配備可能か検討する必要がある。 ・気象状況が激甚化していく中、水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・浸水状況によっては、交通手段が寸断される恐れがあるため、移動手段の検討が必要である。
			・土壌等不足している資機材がある。 ・道路が通行止めになることを想定した分散配置等を検討する必要がある。			・浸水想定区域内に位置する水防倉庫に集中保管しており、洪水時に適切に資機材が配備可能か検証する必要がある。 ・気象状況が激甚化していく中、水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。		・堤防管理用道路と既存の橋梁を活用しても浸水時にアクセス不可能な箇所があり（因縁大橋周辺など）、また、兼用道路部分については避難車両等で混雑する恐れがある。	
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・新庁舎の整備は、防災拠点施設の整備としても取り組む。 ・新本庁舎整備において、想定最大規模降雨による洪水浸水時に庁舎1階部分と機器類が冠水しない計画とする。		・洪水浸水想定区域には位置していない。 ・非常電源を中庭に設置している。			・県庁、各総合事務所について、計画規模降雨による洪水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。	・鳥取地方気象台（鳥取第3地方合同庁舎）について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域から外れている。	・鳥取河川国道事務所について、計画規模降雨による洪水に対する耐水化等の浸水対策を行っているが、千代水出張所、河原出張所については浸水対策がされていない（発電機、無線機）。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・浸水状況によっては、交通手段が寸断される恐れがあるため、移動手段の検討が必要である。
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・新本庁舎が浸水の状況によっては、交通手段が寸断される恐れがあるため、移動手段の検討が必要である。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・非常電源を中庭から移設する必要がある。	・出水期に浸水を想定した対応を検討する必要がある。 ・非常電源を中庭から移設する必要がある。	・水防倉庫等、河川災害危険個所に含まれていることも踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。	・新たな浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。（県庁、各総合事務所、災害拠点病院等）	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・合同庁舎であるため、整備方針が決まっておらず検討は進んでいない。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	鳥取県	気象庁鳥取地方気象台	国土交通省中国地方整備局	課題のまとめ
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。 ・国・県から水門、排水樋門等の操作を受託しており、操作規則に従って操作、点検等を行っている。		・排水施設、排水資機材を保有していない。	・排水施設、排水資機材を保有していない。	・排水施設、排水資機材を保有していない。	・排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。 ・排水機場、水門、排水樋門等は操作規則を定め、鳥取市へ操作委託を行っている。		・排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。 ・水門、排水樋門等は操作規則を定めたうえで、鳥取市へ操作委託を行っている。	・樋門等の操作員等が避難した場合、洪水収束後の現場復帰や復帰できない場合の対応について検討が必要である。 ・排水機場が浸水した場合の復旧（修繕等）の対応について検討が必要である。 ・排水機場、緊急排水ポンプの運転が長時間化した場合の燃料確保体制について検討が必要である。 ・樋門、排水機場の操作要領について、想定最大規模洪水時に操作員の安全を確保するためのルールを作成する必要がある。
	・樋門・排水機場の操作員等が避難した場合、洪水収束後の現場復帰や復帰できない場合の対応について検討が必要である。 ・排水機場が浸水した場合の復旧（修繕等）の対応について検討が必要である。 ・排水機場、緊急排水ポンプの運転が長時間化した場合の燃料確保体制について検討が必要である。 ・樋門、排水機場の操作要領について、想定最大規模洪水時に操作員の安全を確保するためのルールを作成する必要がある。	・樋門等の操作員等が避難した場合、洪水収束後の現場復帰や復帰できない場合の対応について検討が必要である。 ・排水機場が浸水した場合の復旧（修繕等）の対応について検討が必要である。	・排水施設、排水資機材の保有について、消防ポンプ等での対応を考えており、現時点では導入の考えはないが、今後の状況によっては検討が必要である。		・排水施設、排水資機材の保有について、消防ポンプ等での対応を考えており、現時点では導入の考えはないが、今後の状況によっては検討が必要である。	・想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。 ・出水における運用を想定し、保管場所が適切かどうか点検が必要である。		・想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。 ・排水ポンプ車設置箇所の整備（進入路や釜場の整備）が必要である。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	鳥取県	気象庁鳥取地方気象台	国土交通省中国地方整備局	課題のまとめ
堤防等河川管理施設の現状の整備及び今後の河川整備	現状	・蒲生川左岸に防災センター（平成9年整備）を整備し、県と運用に関する協定締結している。	・堤防等河川管理施設の整備は行っていない。			・河川整備計画に基づき、各河川毎に目標を設定して整備を実施している。 （塩見川、浜村川、大路川、湖山川、大井手川、野坂川、蒲生川、勝部川、八東川、私都川）		・千代川水系河川整備計画（国管理区間）に基づき、戦後最大流量を安全に流せることを目標として千代川水系国管理区間に於いて整備を実施している。（鳥取市河原町佐賀の徳吉堰より下流は整備済、現在上流の八日市堰を改修中） ・平成28年度より危機管理型ハード対策を千代川水系国管理区間に於いて実施している。	・現状では、各河川毎に設定された治水安全度に到達していない。 ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。
	課題	・実際の災害で使用したことがなく地元防災組織も含め、再度運用に関する確認等が必要である。	・現時点では今後も整備は考えていない。			・現状では、各河川毎に設定された治水安全度に到達していない。 ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。	・現状の千代川では、戦後最大流量と同程度の洪水で浸水被害が発生する恐れがある。 ・治水事業の進捗に伴い、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。		
河川管理用通路等の状況	現状		・河川管理用通路等は整備していない。			・河川管理用道路が整備されていない、又は整備されても車両が侵入できない箇所がある。		・千代川水系（国管理区間）の堤防上に、河川管理用道路を整備している。	・河川管理用道路が整備されていない、又は整備されても車両が侵入できない箇所があり、河川巡視、水防活動に支障がある。
	課題	・千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。	・現時点では今後も整備は考えていない。			・河川巡視、水防活動に支障がある。		・国道、主要県道等との交差箇所にはアンダーパスが設置されているが、浸水時には通行できず、水防活動等に支障が出る恐れがある。 ・千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。	

⑤防災教育等に関する事項

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	鳥取県	気象庁鳥取地方気象台	国土交通省中国地方整備局	課題のまとめ
小中学生等を対象とした防災教育	現状	・小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。	・特に実施していない。	・学校で防災訓練を実施している。	・小学生を対象とした防災キャンプを実施する計画がある。	・町内全小・中学校にJアラート受信機を設置し、全国一斉訓練時等に実施している。	・小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。	・小中学生等を対象とした出前講座を実施している。	・学校と連携した防災訓練の実施が必要である。 ・学校の教職員を対象とした研修・訓練の実施が必要である。
	課題			・学校と連携した防災訓練の実施が必要である。 ・学校の教職員を対象とした研修・訓練の実施が必要である。 ・避難所開設時の教職員の協力が必要である。		・学校と連携した防災訓練の実施が必要である。 ・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。		・鳥取市、鳥取県、気象台が実施する小中学校と連携した水害（防災）教育への協力が必要である。	
地域住民に対する防災知識の普及	現状	・地域住民等からの要請に基づいて、出前講座を実施している。 ・水防団（消防団）、自主防災組織、消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。		・地域住民からの要請で出前講座を実施している。 ・支え愛マップ作成時の話し合いの中で防災の知識を普及させている。	・地域住民からの要請で出前講座を実施している。 ・支え愛マップ作成時の話し合いの中で防災の知識を普及させている。	・毎年8月末に全集落で防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図っている。 ・支え愛マップ作成時の話し合いの中で防災の知識を普及させている。	・地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ・防災サインの普及に努めている。 ・水防団（消防団）、自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	・防災リーダーの養成が必要である。 ・町防災担当、福祉関係職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員、自治会、まちづくり委員会等との連携が必要である。 ・市町村長に対し助言を行う者の育成や河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。
	課題	・河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。		・防災リーダーの養成が必要である。 ・町防災担当、福祉関係職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員、自治会との連携が必要である。	・防災リーダーの養成が不可欠である。	・防災リーダーの養成が必要である。 ・町防災担当、福祉関係職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員、自治会、まちづくり委員会等との連携が必要である。	・河川防災担当職員（危機管理部局を含む）を対象とした研修の実施が必要である。 ・県も市町職員の研修に積極的に関わるべきである。 ・市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。		

○概ね5年で実施する取組

別紙-2

項目	事項	内容	鳥取市		岩美町		若桜町		智頭町			
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期		
<b>1. 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化</b>												
(1) 地域の防災体制づくり												
■地域の支え愛防災マップづくりを通した地域防災力向上の取組												
	防災学習、出前講座等の実施	総合的な災害図上訓練を防災コーディネーターが地域の防災講習等で実施	継続実施	地域防災活動協力員養成講座として、有識者を招いての全地区住民を対象とした学習会を実施	継続実施	消防防災専門員による防災学習、出前講座等の実施	継続実施	防災専門員による防災学習等の実施	継続実施			
	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	マップづくりの作成支援	継続実施	支え愛マップづくりの作成支援	継続実施	消防防災専門員、福祉関係職員、社会福祉協議会職員、自治会連携による支え愛マップの見直し支援	継続実施	消防防災専門員、福祉関係職員、社会福祉協議会職員、自治会連携による支え愛マップの見直し支援	継続実施			
	マップ等を活用した防災訓練の実施	各自主防災会で実施	継続実施	指定避難所の運用に関する、自主防災組織との図上訓練の実施	平成29年度から継続実施	町防災訓練を実施し、各集落の支え愛マップの検証を実施	継続実施	町防災訓練を実施し、各集落の支え愛マップの検証を実施	継続実施			
■住民主体の防災体制づくりの推進												
	防災リーダーの育成	毎年防災リーダー養成研修会を開催	継続実施	地域防災活動協力員養成講座として、有識者を招いての全地区住民を対象とした学習会を実施	継続実施	研修会への参加	継続実施	研修会への参加	継続実施			
	自主防災組織等の研修、講師の派遣	防災コーディネーター、防災指導員、防災リーダーを派遣	継続実施	地域防災活動協力員養成講座として、有識者を招いての全地区住民を対象とした学習会を実施	継続実施	消防防災専門員により実施	継続実施	防災専門員により実施	継続実施			
	自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携	自主防災組織と消防団による合同訓練実施の検討	令和元年度から継続実施	自主防災組織と消防団が連携した避難訓練等の実施	令和元年度～	自主防災組織結成の説明会を町の職員、消防団員合同で行い、消防団活動の理解を得るようにしている。	継続実施	自主防災組織の育成強化と消防団と連携した避難訓練の実施	平成29年度から継続実施			
■安全で安心して過ごせる避難所の開設												
	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	継続実施	避難所、福祉避難所物品の整備		・避難所の開設に必要な資機材の整備推進・迅速な配備態勢を構築	継続実施	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	平成30年度から継続実施			
	家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	防災のしおり、広報紙による啓発		・家庭の防災備蓄3日分を推奨・避難所への持参、持ち寄りを啓発	継続実施					
	住民による避難所自主開設の体制整備	地域住民等を対象とした出前講座やHUGの実施	継続実施	防災訓練の実施		・住民による避難所自主的の開設体制の整備	継続実施					
(2) 住民の水害に対する心構えと知識を備える方策												
■防災学習・教育、意識啓発												
	鳥取型防災学習の充実・拡大・防災教育の促進	教育委員会や小中学校とも連携した防災教育の促進	定期的に実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成30年度から継続実施	小・中一貫校と連携した防災教育	継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成30年度から継続実施			
	住民の意識啓発、地域の防災学習等の継続的取組											
	・水害・土砂災害等に関するシンポジウム	シンポジウムへの参加及び広報周知	継続実施	シンポジウム、研修会等への参加及び広報周知	継続実施	県と連携したシンポジウム等への参加及び周知	継続実施	県と連携したシンポジウム等への参加及び周知	継続実施			
	・地域の防災学習会、出前講座等	地域住民等を対象とした防災講習会等の実施	継続実施	地域住民等を対象とした防災講習会等の実施	継続実施	消防防災専門員により実施。	継続実施	消防防災専門員により実施。県の出前講座の利用。	継続実施			
■行政等の防災力向上												
	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	研修への参加	継続実施	研修会への参加	継続実施	研修会への参加	継続実施	研修会への参加	継続実施			
	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	連絡体制の強化	平成29年度から継続実施	福祉避難所連絡協議会の開催情報連絡体制の強化	平成29年度から継続実施	福祉避難所連絡協議会の開催情報連絡体制の強化	平成30年度から継続実施	防災担当課、福祉担当課、社会福祉協議会との連携	継続実施			
<b>2. 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策</b>												
(1) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進												
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進												
	重点的に流下能力対策を推進											
	堤防の浸透対策、バイピング対策を実施											
	計画的な予防保全型維持管理の推進											
■危機管理型ハード対策の推進												
	堤防天端の保護を目的とした舗装を実施											
(2) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化												
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備												
	重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組												
	I C T の活用や住民等との協働による河川巡視・点検の効率化											
	・ I C T の導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積											
	・点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）											
	水防団・住民等との協働による水防体制づくり											
	・出水における水防団と市町村との連携・役割分担の確認及び検討	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施			
	・地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	連絡体制の確認・構築	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認・構築	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認・構築	継続実施	連絡体制の確認及び検討	平成29年度から継続実施			
	水防体制の強化											
	・重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資器材の確認	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資器材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資器材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資器材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資器材の確認	継続実施			
	・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	平成29年度から継続実施			
	・水防団間での広域的な連携・協力に関する検討	水防団間での広域的な連携・協力の検討	平成30年度から継続実施	水防団間での広域的な連携・協力の検討	平成30年度から継続実施	水防団間での広域的な連携・協力の検討	平成30年度から継続実施	水防団間での広域的な連携・協力の検討	平成30年度から継続実施			
(3) 平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策												
■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組												
	浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備、排水対策の推進	排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施	樋門等の運用方法の確認と改善検討と警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保と警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保と警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施			
	ダムの柔軟な運用について、操作規則等の終点検の実施											
	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施			ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施			

○概ね5年で実施する取組

別紙-2

項目	事項	内容	鳥取市		岩美町		若狭町		智頭町			
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期		
<b>■流域一帯となった総合的な流木対策の推進</b>												
流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の検討												
<b>■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>												
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実			情報伝達体制・方法の充実検討	平成29年度から継続実施	情報伝達体制・方法の充実検討	平成29年度から継続実施	情報伝達体制・方法の検討	平成29年度から継続実施	職員参集システムの活用	平成29年度から継続実施		
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）			新本庁舎の耐水性の確保 環境下水道部庁舎、総合支所、病院等の浸水対策の点検、検討	令和元年度令和2年度	役場庁舎の耐水化・非常用発電機の整備の検討	平成30年度から継続実施	役場庁舎の耐水化・非常用発電機の整備の検討	平成29年度から継続実施	庁舎の非常用発電設備の更新	平成29年度		
<b>■ダム放流の安全・避難対策</b>												
利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整												
流入量予測の精度向上												
ダム下流の浸水想定区域図の作成												
水位計、ライカカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討			防災リーダーへの伝達方法、緊急速報（エリア）メールを使った情報発信方法の検討	令和元年度から継続実施			防災カメラ設置済み 水位計の設置、広報等検討していく。	継続実施	新たな情報発信方法の検討	平成30年度		
要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討			要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討	令和元年度から継続実施			ダム放流時の浸水予想図ができた時点 で流域集落に説明会を実施する。	令和元年度令和2年度	ダム放流時の安全な避難体制について 関係者で協議	平成29年度から継続実施		
堆砂対策の推進												
ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知			ダム異常放流時を想定した避難訓練を実施	令和元年度から継続実施			集落説明会のときにダム放流によるリスクの周知と早めの避難の重要性の周知を図る。	令和元年度令和2年度	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	平成29年度から継続実施		
防災リーダー育成、避難タイムライン作成、避難訓練の実施												
<b>3. 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供</b>												
(1) 水害リスク情報等の共有												
<b>■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有</b>												
想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供												
水位周知河川等の指定促進			水位周知河川の追加指定への協力、検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川の追加指定の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川の追加指定の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川の追加指定の検討	平成29年度から継続実施		
浸水実績等の周知			浸水実績等の住民への周知	平成29年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成29年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成29年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施		
<b>■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有</b>												
鳥取方式の洪水浸水リスク図による概ねの浸水範囲等の情報提供												
浸水実績等の周知（再掲）												
<b>■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討</b>												
県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用			県より示された避難判断基準（水位）での運用	平成29年度から継続実施	避難判断水位（県運用）の運用及び必要に応じた地域防災計画の見直し	平成29年度から継続実施						
水位周知河川等に指定されていない河川の避難勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討			県より示された指標に基づく基準の検討	平成29年度から継続実施	避難勧告等の判断基準の検討及び必要に応じた地域防災計画の見直し	平成29年度から継続実施	防災計画の避難勧告の判断基準の検討	平成30年度から継続実施	避難勧告判断基準の設定の検討	平成29年度から継続実施		
(2) 円滑かつ迅速な避難の実現												
<b>■住民等の主体的な避難の促進</b>												
避難行動に直結するハザードマップの改良												
・住民にわかりやすいハザードマップの作成・改良			想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップ（総合防災マップ）の作成	平成30年度から継続実施	想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成	平成30年度から継続実施	洪水浸水簡易想定区域図に基づくハザードマップの作成。	平成30年度	簡易浸水想定区域図に基づくハザードマップ作成の検討	平成30年度から継続実施		
・広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討			想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく避難場所の検討	平成30年度から継続実施	広域避難等の判断基準の検討、地域防災計画の見直し	平成30年度から継続実施						
・電子版の公表や想定浸水深等のまちなかでの表示の検討			鳥取市地図情報サービスを活用した情報提供	平成30年度から継続実施	電子版の公表や想定浸水深等のまちなかでの表示の検討	平成30年度から継続実施						
・スマートフォン等の位置情報を活用した情報の入手システムの検討												
わかりやすく切迫性のある河川情報画面の改良等												
・ホームページやデータ放送等のわかりやすい画面への改良や説明の表示												
・ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進			各種広報媒体を活用しての周知	継続実施	町広報誌、ホームページ等の掲載	平成30年度から継続実施	町広報紙に掲載	平成29年度から継続実施	町広報紙等による周知	継続実施		
防災行動計画（タイムライン）等の作成・配布による避難行動及びタイミングの明確化												
・県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町との整理・共有、住民への周知、訓練の実施			県管理水位周知河川のタイムラインの運用及び検証 タイムラインを活用した訓練の実施	平成29年度から継続実施	県管理水位周知河川のタイムラインの運用及び検証 タイムラインを活用した訓練の実施	平成29年度から継続実施						
・各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進			総合防災マップ中にわが家の「防災・緊急情報」メモ掲載済み	平成29年度	各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	平成30年度から継続実施	ハザードマップに添付し取り組みを推進する。	平成30年度				
円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討			住民へのわかりやすい避難情報の伝達文の検討	平成29年度から継続実施	円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討（防災無線、CATVなど）	平成29年度から継続実施	防災無線・IP電話・エリアメール等の情報伝達文の検討	平成29年度から継続実施	防災無線、告知端末、緊急速報メールでの情報伝達の検討	平成30年度から継続実施		
多様な手段での河川情報の提供による確実な情報伝達												
・河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）												
・あんしんトリビーメールの改良（水位情報追加）												
・ブッシュ型の洪水情報の発信												
・防災サインの普及促進			防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進の検討	平成29年度から継続実施		
重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲）												
<b>■要配慮者利用施設における確実な避難</b>												
施設管理者への説明会実施			施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	平成29年度から継続実施						
要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討			平成30年度～令和3年度	情報伝達訓練や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度							

○概ね5年で実施する取組

別紙一2

項目	事項	内容	八頭町		鳥取県		鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局												
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期											
<b>1. 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化</b>																					
(1) 地域の防災体制づくり																					
■地域の支え愛防災マップづくりを通した地域防災力向上の取り組み																					
<table border="1"> <tr> <td>防災学習、出前講座等の実施</td> <td>防災学習、出前講座等の実施</td> <td>継続実施</td> <td>防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣</td> <td>継続実施</td> <td>防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣</td> <td>継続実施</td> <td>小中学校等と連携した水害（防災）教育について、鳥取県が実施している専門家派遣授業に登録し、千代川に関する防災学習を実施 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成又は作成の支援 学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加 千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成</td> <td>継続実施</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td></tr> </table>											防災学習、出前講座等の実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	小中学校等と連携した水害（防災）教育について、鳥取県が実施している専門家派遣授業に登録し、千代川に関する防災学習を実施 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成又は作成の支援 学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加 千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成	継続実施		
防災学習、出前講座等の実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	小中学校等と連携した水害（防災）教育について、鳥取県が実施している専門家派遣授業に登録し、千代川に関する防災学習を実施 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成又は作成の支援 学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加 千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成	継続実施													
<table border="1"> <tr> <td>現地点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援</td> <td>支え愛マップづくりを通した現地点検や避難経路の実証</td> <td>平成30年度から順次実施</td> <td>現地点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											現地点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	支え愛マップづくりを通した現地点検や避難経路の実証	平成30年度から順次実施	現地点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	平成29年度から継続実施						
現地点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	支え愛マップづくりを通した現地点検や避難経路の実証	平成30年度から順次実施	現地点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	平成29年度から継続実施																	
<table border="1"> <tr> <td>マップ等を活用した防災訓練の実施</td> <td>浸水を想定した避難訓練の実施検討</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td>マップ等を活用した防災訓練の実施支援</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											マップ等を活用した防災訓練の実施	浸水を想定した避難訓練の実施検討	平成29年度から継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施支援	平成29年度から継続実施						
マップ等を活用した防災訓練の実施	浸水を想定した避難訓練の実施検討	平成29年度から継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施支援	平成29年度から継続実施																	
■住民主体の防災体制づくりの推進																					
<table border="1"> <tr> <td>防災リーダーの育成</td> <td>まちづくり委員会による防災士の育成</td> <td>継続実施</td> <td>避難所運営指針の作成や市町村向け研修会の実施</td> <td>継続実施</td> <td>関係機関と連携し養成講座に講師の派遣</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											防災リーダーの育成	まちづくり委員会による防災士の育成	継続実施	避難所運営指針の作成や市町村向け研修会の実施	継続実施	関係機関と連携し養成講座に講師の派遣	継続実施				
防災リーダーの育成	まちづくり委員会による防災士の育成	継続実施	避難所運営指針の作成や市町村向け研修会の実施	継続実施	関係機関と連携し養成講座に講師の派遣	継続実施															
<table border="1"> <tr> <td>自主防災組織等の研修、講師の派遣</td> <td>防災意識の高揚と避難所運営学習会</td> <td>継続実施</td> <td>自主防災組織等の研修、講師の派遣</td> <td>継続実施</td> <td>必要に応じて研修講師の派遣</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td>千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											自主防災組織等の研修、講師の派遣	防災意識の高揚と避難所運営学習会	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成	継続実施		
自主防災組織等の研修、講師の派遣	防災意識の高揚と避難所運営学習会	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成	継続実施													
<table border="1"> <tr> <td>自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携</td> <td>防災訓練等への支援や、消防団との合同訓練の実施</td> <td>継続実施</td> <td>・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防や消防団活動を体験してもう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るためにの交流の場を提供 ・市町村の自主防や消防団の強化等に係る取組について財政支援</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携	防災訓練等への支援や、消防団との合同訓練の実施	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防や消防団活動を体験してもう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るためにの交流の場を提供 ・市町村の自主防や消防団の強化等に係る取組について財政支援	継続実施						
自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携	防災訓練等への支援や、消防団との合同訓練の実施	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防や消防団活動を体験してもう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るためにの交流の場を提供 ・市町村の自主防や消防団の強化等に係る取組について財政支援	継続実施																	
■安全で安心して過ごせる避難所の開設																					
<table border="1"> <tr> <td>必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築</td> <td>必要な資機材の整備に努める。</td> <td>平成29年度から実施</td> <td>各地域防災拠点への備蓄物品の分散した補完</td> <td>令和元年</td> <td>資機材の整備及び運搬・設置に係る習熟訓練の実施</td> <td>継続実施</td> <td>避難所開設に必要な資機材の整備促進 迅速な整備体制の構築</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	必要な資機材の整備に努める。	平成29年度から実施	各地域防災拠点への備蓄物品の分散した補完	令和元年	資機材の整備及び運搬・設置に係る習熟訓練の実施	継続実施	避難所開設に必要な資機材の整備促進 迅速な整備体制の構築	継続実施		
必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	必要な資機材の整備に努める。	平成29年度から実施	各地域防災拠点への備蓄物品の分散した補完	令和元年	資機材の整備及び運搬・設置に係る習熟訓練の実施	継続実施	避難所開設に必要な資機材の整備促進 迅速な整備体制の構築	継続実施													
<table border="1"> <tr> <td>家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発</td> <td>防災マップの配布や自主防災疇域への出前講座、研修会で説明する。</td> <td>平成29年度から実施</td> <td>広報誌での周知、地元役員会での啓発</td> <td>令和元年</td> <td>平常時からの情報提供、啓発活動の実施</td> <td>継続実施</td> <td>家庭における防災備蓄の啓発 避難所への持参、持ち寄りの啓発</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	防災マップの配布や自主防災疇域への出前講座、研修会で説明する。	平成29年度から実施	広報誌での周知、地元役員会での啓発	令和元年	平常時からの情報提供、啓発活動の実施	継続実施	家庭における防災備蓄の啓発 避難所への持参、持ち寄りの啓発	継続実施		
家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	防災マップの配布や自主防災疇域への出前講座、研修会で説明する。	平成29年度から実施	広報誌での周知、地元役員会での啓発	令和元年	平常時からの情報提供、啓発活動の実施	継続実施	家庭における防災備蓄の啓発 避難所への持参、持ち寄りの啓発	継続実施													
<table border="1"> <tr> <td>住民による避難所自主開設の体制整備</td> <td></td> <td></td> <td>地域・自主防災組織向けの避難所運営マニュアルの作成</td> <td>令和元年</td> <td>防災訓練等への参加による自主開設のための訓練実施</td> <td>継続実施</td> <td>住民による避難所自主開設の体制整備</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											住民による避難所自主開設の体制整備			地域・自主防災組織向けの避難所運営マニュアルの作成	令和元年	防災訓練等への参加による自主開設のための訓練実施	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施		
住民による避難所自主開設の体制整備			地域・自主防災組織向けの避難所運営マニュアルの作成	令和元年	防災訓練等への参加による自主開設のための訓練実施	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施													
(2) 住民の水害に対する心構えと知識を備える方策																					
■防災学習・教育、意識啓発																					
<table border="1"> <tr> <td>鳥取型防災学習の充実・拡大・防災教育の促進</td> <td>小中学校等と連携した防災教育の推進</td> <td>継続実施</td> <td>小中学校等と連携した防災教育の推進</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td>鳥取県教育委員会と連携した防災教育の推進</td> <td>継続実施</td> <td>小中学校等と連携した水害（防災）教育について、鳥取県が実施している専門家派遣授業に登録し、千代川に関する防災学習を実施 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成又は作成の支援</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											鳥取型防災学習の充実・拡大・防災教育の促進	小中学校等と連携した防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成29年度から継続実施	鳥取県教育委員会と連携した防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した水害（防災）教育について、鳥取県が実施している専門家派遣授業に登録し、千代川に関する防災学習を実施 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成又は作成の支援	継続実施		
鳥取型防災学習の充実・拡大・防災教育の促進	小中学校等と連携した防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成29年度から継続実施	鳥取県教育委員会と連携した防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した水害（防災）教育について、鳥取県が実施している専門家派遣授業に登録し、千代川に関する防災学習を実施 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成又は作成の支援	継続実施													
<table border="1"> <tr> <td>住民の意識啓発、地域の防災学習等の継続的取組</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											住民の意識啓発、地域の防災学習等の継続的取組										
住民の意識啓発、地域の防災学習等の継続的取組																					
<table border="1"> <tr> <td>・水害・土砂災害等に関するシンポジウム</td> <td>県と連携したシンポジウム等への参加及び周知</td> <td>継続実施</td> <td>水害・土砂災害等に関するシンポジウムの開催</td> <td>継続実施</td> <td>シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											・水害・土砂災害等に関するシンポジウム	県と連携したシンポジウム等への参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムの開催	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施				
・水害・土砂災害等に関するシンポジウム	県と連携したシンポジウム等への参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムの開催	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施															
<table border="1"> <tr> <td>・地域の防災学習会、出前講座等</td> <td>地域住民対象の防災学習会を実施。</td> <td>継続実施</td> <td>地域の防災学習会、出前講座等への講師派遣</td> <td>継続実施</td> <td>必要に応じて研修講師の派遣</td> <td>継続実施</td> <td>千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											・地域の防災学習会、出前講座等	地域住民対象の防災学習会を実施。	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等への講師派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成	継続実施		
・地域の防災学習会、出前講座等	地域住民対象の防災学習会を実施。	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等への講師派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	千代川水系国管理区間の地域住民等を対象とした出前講座の実施 地域の特性に合わせた教材等の作成	継続実施													
■行政等の防災力向上																					
<table border="1"> <tr> <td>河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修</td> <td>研修への参加</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td>河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修</td> <td>継続実施</td> <td>必要に応じて研修講師の派遣</td> <td>平成29年度から継続実施</td> <td>既存研修会への参加周知（国土交通大学校の研修会等）</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td></tr> </table>											河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	研修への参加	平成29年度から継続実施	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	既存研修会への参加周知（国土交通大学校の研修会等）	継続実施		
河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	研修への参加	平成29年度から継続実施	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	既存研修会への参加周知（国土交通大学校の研修会等）	継続実施													
<table border="1"> <tr> <td>市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり</td> <td>情報連絡体制の確認及び強化</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	情報連絡体制の確認及び強化	継続実施								
市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	情報連絡体制の確認及び強化	継続実施																			
2. 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の取り組み																					
(1) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進																					
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進																					
<table border="1"> <tr> <td>重点的に流下能力対策を推進</td> <td></td> <td></td> <td>大路川・砂田川、塩見川、浜川川・勝見川、大井手川、野坂川、蒲生川、湖山川、勝部川・日置川・露谷川、八東川、私都川ほかにかかる河川改修を推進</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											重点的に流下能力対策を推進			大路川・砂田川、塩見川、浜川川・勝見川、大井手川、野坂川、蒲生川、湖山川、勝部川・日置川・露谷川、八東川、私都川ほかにかかる河川改修を推進	継続実施						
重点的に流下能力対策を推進			大路川・砂田川、塩見川、浜川川・勝見川、大井手川、野坂川、蒲生川、湖山川、勝部川・日置川・露谷川、八東川、私都川ほかにかかる河川改修を推進	継続実施																	
<table border="1"> <tr> <td>堤防の浸透対策、バイピング対策を実施</td> <td></td> <td></td> <td>河川堤防評価の結果を踏まえ、詳細調査及び実施箇所の検討及び実施</td> <td>平成29年度から順次実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											堤防の浸透対策、バイピング対策を実施			河川堤防評価の結果を踏まえ、詳細調査及び実施箇所の検討及び実施	平成29年度から順次実施						
堤防の浸透対策、バイピング対策を実施			河川堤防評価の結果を踏まえ、詳細調査及び実施箇所の検討及び実施	平成29年度から順次実施																	
<table border="1"> <tr> <td>計画的な予防保全型維持管理の推進</td> <td></td> <td></td> <td>河川維持管理計画・長寿命化計画による維持管理の実施</td> <td>継続実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											計画的な予防保全型維持管理の推進			河川維持管理計画・長寿命化計画による維持管理の実施	継続実施						
計画的な予防保全型維持管理の推進			河川維持管理計画・長寿命化計画による維持管理の実施	継続実施																	
■危機管理型ハード対策の推進																					
<table border="1"> <tr> <td>堤防天端の保護を目的とした舗装を実施</td> <td></td> <td></td> <td>堤防舗装箇所の検討及び実施</td> <td>平成29年度から順次実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											堤防天端の保護を目的とした舗装を実施			堤防舗装箇所の検討及び実施	平成29年度から順次実施						
堤防天端の保護を目的とした舗装を実施			堤防舗装箇所の検討及び実施	平成29年度から順次実施																	
(2) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化																					
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備																					
<table border="1"> <tr> <td>重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置</td> <td></td> <td></td> <td>河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置箇所の検討及び実施</td> <td>平成29年度から順次実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置			河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置箇所の検討及び実施	平成29年度から順次実施						
重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置			河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置箇所の検討及び実施	平成29年度から順次実施																	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																					
<table border="1"> <tr> <td>I C T の活用や住民等との協働による河川巡視・点検の効率化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </table>											I C T の活用や住民等との協働による河川巡視・点検の効率化										
I C T の活用や住民等との協働による河川巡視・点検の効率化																					
<table border="1"> <tr> <td>・ I C T の導入による危険箇所の定点観測と経</td></tr></table>	・ I C T の導入による危険箇所の定点観測と経																				
・ I C T の導入による危険箇所の定点観測と経																					

#### ○概ね 5 年で実施する取組

別紙－2

# 千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会 第5回協議会

## 説明資料

### 減災のための目標

#### ●5年間で達成すべき目標

河川整備率が低く、また、急流河川で水位上昇が急激な県管理河川の特性を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、ハード整備とソフト対策が一体となったとつりらしい防災・減災対策に取り組み、「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指す。

#### ●達成に向けた取組の柱

1. 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
2. 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
3. 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

「平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策の在り方研究会」の結果を踏まえた取組

# 減災のための取組

## ● ハード対策の主な取組

### ■鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進>

#### ■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進

- 重点的な流下能力対策等の推進

- 計画的な予防保全型維持管理の推進（防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策）

#### ■危機管理型ハード対策の推進

- 堤防天端の保護を目的とした舗装等の実施

## ● ソフト対策の主な取組

### ■鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

<地域の防災体制づくり>

#### ■地域の支え愛防災マップづくりを通した地域防災力向上の取組

- 防災学習、出前講座等の実施
- 現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援
- 支え愛防災マップ等を活用した防災訓練の実施

#### ■住民主体の防災体制づくりの推進

- 防災リーダーの育成
- 自主防災組織等の研修、講師の派遣
- 自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携

#### ■安全で安心して過ごせる避難所の開設

- 必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築
- 家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発
- 住民による避難所自主開設の体制整備

3

# 減災のための取組

## ● ソフト対策の主な取組

### ■鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

<地域の防災体制づくり>

#### ■地域の支え愛防災マップづくりを通した地域防災力向上の取組

<住民の水害に対する心構えと知識を備える方策>

#### ■防災学習・教育、意識啓発

- 鳥取型防災教育の充実・拡大・促進（体験型・実践型で水害の危険性を学習）
- 水害・土砂災害等に関するシンポジウム
- 地域の防災学習会、出前講座等

#### ■行政等の防災力向上

- 行政等の防災力向上研修・訓練
- 市町村と要配慮者利用施設との情報伝達・共有化の体制づくり

### ■鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化>

#### ■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- 重点監視区間の設定と河川監視カメラ・低コストの水位計・量水標等の増設

#### ■水防活動の効率化及び水防体制の強化

- ICTの導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積
- 点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）
- 出水時における水防団・市町村との連携・役割分担の検討
- 地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築
- 重要水防箇所の見直しと水防団との共同点検及び水防資機材の確認

4

# 減災のための取組

## ●ソフト対策の主な取組

### ■水防活動の効率化及び水防体制の強化

- 出水時における水防団・市町村との連携・役割分担の検討
- 地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築
- 重要水防箇所の見直しと水防団との共同点検及び水防資機材の確認
- 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）
- 水防団間での連携・協力に関する検討
- 総合防災訓練・水防講習会の実施
- 河川防災ステーションの活用

<平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策>

### ■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組

- 排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備
- 内水を含めた浸水常襲地区における排水対策の推進
- ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施
- ダムの柔軟な運用について、操作規則等の総点検の実施

### ■流域一体となった総合的な流木対策の推進

- 流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の検討

### ■ダム放流の安全・避難対策

- 利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整
- 流入量予測の精度向上
- 浸水想定区域図の作成
- 水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討
- ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める
- 堆砂対策の推進
- ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知
- 防災リーダー育成、避難タイムライン作成、避難訓練の実施

5

# 減災のための取組

## ●ソフト対策の主な取組

### ■鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化>

### ■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
- 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）

### ■住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

<水害リスク情報等の共有>

#### ■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有

- 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域等の公表
- 水位周知河川等の指定促進
- 浸水実績等の周知

#### ■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有

- 「鳥取方式」洪水浸水リスク図による、想定される浸水の区域・浸水深の目安等の情報提供
- 浸水実績等の周知

#### ■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討

- 県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用
- 水位周知河川等に指定されていない河川の避難勧告等の目安の検討

<円滑かつ迅速な避難の実現>

#### ■住民等の主体的な避難の促進

- 住民にわかりやすいハザードマップの作成・改良
- 広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討
- ハザードマップの電子版の公表や想定浸水深等のまちなかでの表示の検討
- スマートフォン等の位置情報を活用した情報の入手システムの検討
- ホームページやデータ放送等のわかりやすい河川情報画面への改良や説明の表示
- ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進

6

## 減災のための取組

#### ●ソフト対策の主な取組

#### ■住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

#### ＜円滑かつ迅速な避難の実現＞

## ■住民等の主体的な避難の促進

- 県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施
  - 各家庭ごとの「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進
  - 円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討
  - 河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）
  - あんしんトリピーメールの改良（水位情報追加）
  - プッシュ型の洪水情報の発信
  - 防災サインの普及促進
  - 重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水槽等の増設（再掲）

#### ■要配慮者利用施設における確実な避難

- 要配慮者利用施設管理者への説明会実施
  - 避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援

#### ■市町村長による避難勧告等の適切な発令のための環境整備等

- 河川の拡大が時系列的にわかるシミュレーションの提供、公開
  - 避難勧告等の目安となる河川水位情報の自動配信
  - 河川管理者と市町村長とのホットラインの定着
  - 過去の洪水時の雨量と水位の関係整理
  - 県管理河川の水位予測の検討
  - ホームページやデータ放送等のわかりやすい河川情報画面への改良や説明の表示（再掲）
  - 県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施（再掲）
  - 河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）（再掲）
  - あんしんトリビーメールの改良（水位情報追加）（再掲）
  - プッシュ型の洪水情報の発信（再掲）
  - 重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の増設（再掲）

7

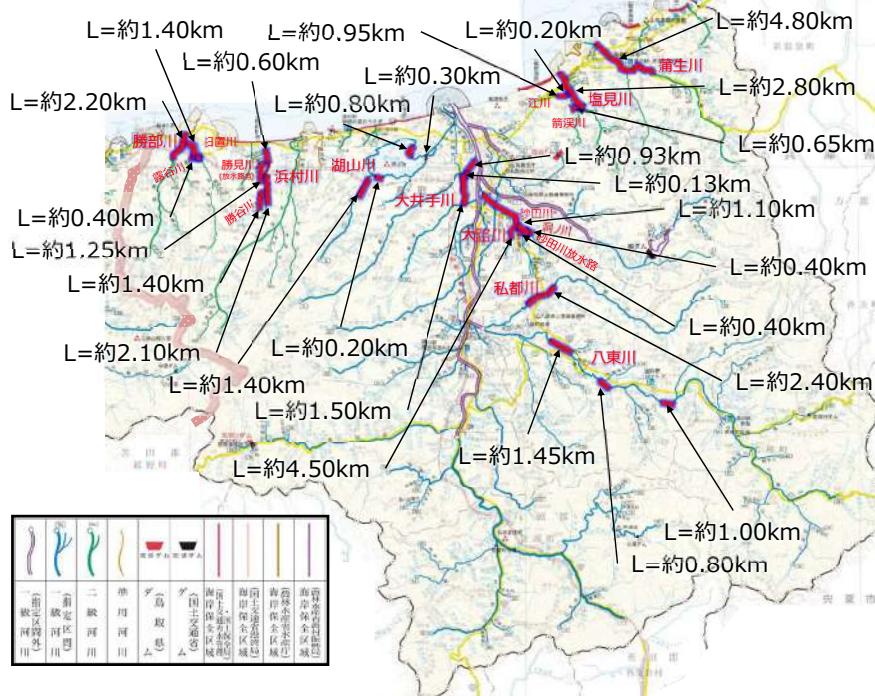
取組1 2.島取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施等

## ～河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進～

河川整備計画に基づき、治水対策を着実に推進していく。

千代川圏域

洪水を未然に防ぐためのハード対策 概要図



※具体的な実施箇所等については、  
今後の調査検討や洪水被害の  
発生状況等によって変更となる  
場合があります。

#### 【凡例】概ね5年の間に取組を進める箇所

：流下能力対策

：浸透対策

17/2/2014

www.english-test.net

＜H29九州北部豪雨を踏まえた中小河川の緊急点検の結果＞

○塩見川 L=1.0km、大路川 L=0.5kmを再度氾濫防止対策区間として重点的に実施。(R2年度完了予定)

## 取組2 2.鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施等

～防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策(樹木伐採・河道掘削)～

河川の氾濫リスクの軽減を目的として、治水安全度を計画的に向上させるために必要な土砂の掘削や樹木の伐採を「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による交付金事業を活用し集中的に実施。(H30年度から3か年)

<実施要件>	
①河川整備計画が策定されている河川又は策定を検討している河川	
②次のいずれかに該当する箇所	
・近年浸水実績があった箇所	
・浸水想定区域内の家屋数が一定以上ある箇所	
・浸水想定区域内に重要施設がある箇所	
<対象河川>	
・県内 1 1 4 河川 (東部 4 8 河川)	

No	水系名	河川名
34	塩見川	塩見川
35		箭渓川
36		江川
37	勝部川	日置川
38		露谷川
39		蔵内川
40		山田川
41		勝部川
42		浜村川
43	溝川	勝谷川
44		旧永江川
45		逆川
46	蒲生川	蒲生川
47		小田川
48		荒金川



No	水系名	河川名
1	千代川	大井手川
2		大路川
3		旧三谷川
4		旧袋川
5		佐治川
6		晚稻川
7		湖山川
8		砂田川放水路
9		天神川
10		曳田川
11		三谷川
12		有富川
13		摩尼川
14		大智谷川
15		砂見川
16		美歎川
17		宇戸川
18		洞ノ川
19		長瀬川
20		三山口川
21		野坂川
22		清水川
23		砂田川
24		上地川
25		袋川
26		細見川
27		大江川
28		新見川
29		土師川
30		私都川
31		私都川
32		八東川
33		千代川
		吉川川

9

## 取組3 3.住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供 ～想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域等の公表～

・水位周知河川等 20 河川について、  
想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)等を公表済みであるが、破堤点毎に時系列で分かるシミュレーション結果を「浸水ナビ」により今年度公表予定。  
⇒ ハザードマップの更新や避難所等の見直し



洪水浸水想定区域図等の公表 (平成30年度)

		公表日
鳥取県土	大路川	6月5日
	野坂川	〃
	勝部川・日置川	〃
	塩見川	9月7日
	河内川	〃
八頭県土	蒲生川・小田川	〃
	八東川・私都川	6月5日
中部県土	東郷池	〃
	三徳川	〃
	由良川	〃
米子県土	加茂川・旧加茂川	〃
	佐陀川・精進川	〃
	小松谷川	8月31日
日野県土	日野川(霞)	6月5日
	板井原川	〃

10

## 取組4 3.住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供 ～簡易な手法による洪水浸水想定区域の公表～

- ・水位周知河川等以外の河川について、「鳥取方式」浸水想定リスク図による洪水浸水想定を行い、概ねの浸水範囲を市町村に提供。  
⇒ 支え愛マップ等の更新や避難勧告発令範囲の目安に活用



- 鳥取県土管内  
千代川ほか 11水系51河川 公表済み
- 八頭県土管内  
八東川ほか 1水系30河川 公表済み

11

## 取組5 1.鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化 ～地域の支え愛マップづくりを通した地域防災力向上～

### ①支え愛マップ関係者連絡会

(対象者:自治会、自主防災組織等地域で活動している団体、民生委員、市町村社協、行政防災担当)

【日時】東部会場(5/29)、中部会場(6/4)、西部会場(5/31)

【内容】地域における災害時要支援者の安全確保に携わる関係者が、「住民主体の災害に強いまちづくり」についての講義やワークショップを通して、支え愛マップの手法を学ぶ。また、災害時の防災体制の強化、支援についての知識向上を目的に、先進的な取組について学習し、情報交換を行う。

### ②支え愛マップづくりインストラクター養成研修 (対象者:各市町村社会福祉協議会職員、市町村職員)

【日時】東部会場(4/24,5/9)、中部会場(4/25,5/10)、西部会場(4/26,5/14)

【内容】主に市町村・市町村社協職員を対象とした研修会を実施し、マップづくりの意義やノウハウを学び、各地区においてマップづくりを広めることで、災害に強い地域づくりを推進する。

### ③支え愛マップづくりの取組状況 (作成済み地区数)

	東部地区	八頭地区	中部地区	西部地区	日野地区	合計
H29まで	115	89	124	134	28	490
H30	4	7	10	8	32	61
合計	119	96	134	142	60	551



⇒支え愛マップづくりに際し、水害・土砂災害に対する安全な避難場所等の確保などを防災部局・土木部局が連携して助言するとともに、マップを活用した訓練を行い、地域防災力の強化を図っていく。

12

## 取組6 3.住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供 ～要配慮者利用施設の方々の迅速な避難の実現～

- ・水防法改正により、洪水時に、要配慮者利用施設(病院、福祉施設、学校)の方々の迅速な避難を実現するため、要配慮者利用施設においては、避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務付けられた。

- ⇒ H28～H30年度にかけて、施設管理者、市町村の防災担当者に対して、法令の規定、計画策定・避難訓練の意義、作成例などの説明会を開催した。
- ⇒ 引き続き、市町村と連携し避難確保計画作成等に係る助言等を行いながら、避難確保計画の策定、避難訓練を促進していく。
- ⇒ 各市町村におかれては、各市町村の地域防災計画に施設名称等が記載されることが義務付けの根拠となるので、早急な対応をお願いする。

[参考] 避難確保計画の内容 ※水防法施行規則第16条

- ・要配慮者施設における洪水時等の

- ①防災体制に関する事項、②避難の誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育及び訓練の実施に関する事項、⑤自衛水防組織の業務に関する事項

13

## 取組7 3.住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供 ～要配慮者利用施設の方々の迅速な避難の実現～

### ◇要配慮者利用施設の浸水対策(国土交通省ホームページ)

- ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き
- ・医療施設等に係る避難確保計画作成の手引き
- ・計画作成のひな形
- ・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル 等

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

### ◇要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(内閣府ホームページ)

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

### ◇避難確保計画について(米子市ホームページ)

<http://www.city.yonago.lg.jp/23028.htm>

作成の手引き



点検マニュアル



計画作成事例集



米子市ホームページ(抜粋)



14

## 取組8 ○住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供 ～あんしんトリピーメール・鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」～

鳥取県防災メール・アプリを活用しましょう！

鳥取県

お問い合わせ先

鳥取県危機管理局 危機対策・情報課  
電話 (0857)26-7950/FAX (0857)26-8137

防災メール



欲しい情報が選べます

- 気象警報・注意報 ○地震・津波情報
- 防災・危機管理情報 ○公共交通情報
- 道路情報 ○ライフライン情報
- 生活・健康情報 ○防犯情報 など

- 1 次の登録用アドレスに、件名・本文を入力せずにメールを送信  
[e-tottori-safe@xpressmail.jp](mailto:e-tottori-safe@xpressmail.jp)

- 2 返信メールに記載された案内に沿って登録（登録内容の変更等はいつでも可能）

携帯電話等に防災・防犯など安全・安心に関する情報をメールでお届けしますので、災害時等の情報入手に大変有効なツールの一つです。登録無料ですので、より多くの皆さんの登録・利用をお待ちしています。

登録QRコード▼



※通信料が別途かかります

防災アプリ



ダウンロード  
無料

防災ポータルで鳥取県の様々な危機管理情報を把握できます！



App Store  
からダウンロード



避難情報や警報など  
いち早く届く！



最寄りの避難所への  
経路を案内！



河川や道路状況が  
ライブ画像でわかる！

とりネット「鳥取県の危機管理ポータルサイト」や「あんしんトリピーメール」、「避難所・避難場所」、「河川・道路ライブカメラ」の情報など、多様なコンテンツに分散した鳥取県内の危機管理関連情報をこのアプリで丸ごとご利用ください。



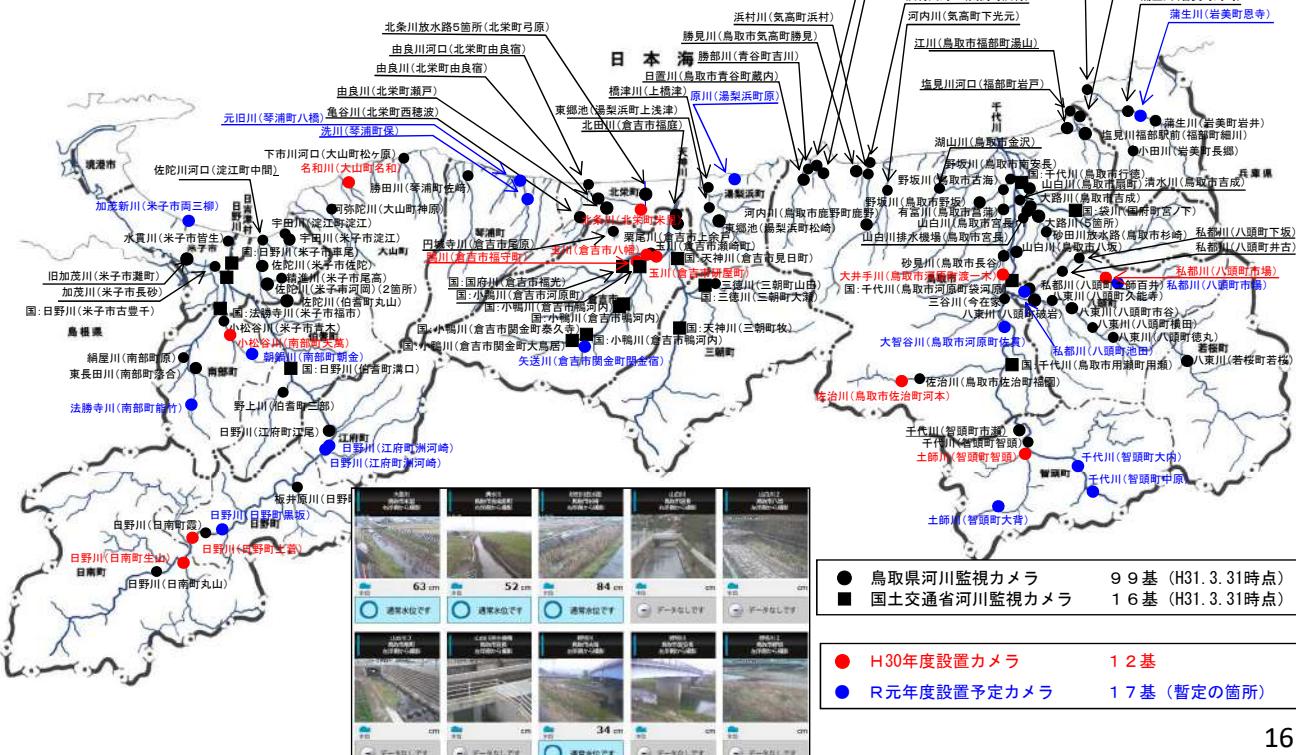
Google Play  
で手に入れよう

15

## 取組9 2.鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施等 ～河川監視カメラの増設～

河川背後地の状況や簡易浸水想定の結果等を踏まえ、河川監視カメラや量水標、水位計等を継続して設置していく。（今年度河川監視カメラを17箇所増設予定）

河川監視カメラ位置図



16

## 取組10 2.鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施等 ～水位計の増設～

重要水防区域や溢水の恐れのある箇所、溢水により市役所、役場が浸水する恐れのある箇所等、水位計等を継続して設置していく。(H30年度に25基設置、今年度は24箇所に増設予定)



17

## 洪水時に特化した低コストの水位計

### 洪水時に特化した低コストな水位計(概要)

#### 【目的】

洪水時ののみの水位観測に特化した低コストな水位計を開発し、**都道府県や市町村が管理する中小河川等への普及を促進**し、水位観測網の充実を図る。

#### 【特徴】

- **長期間メンテナンスフリー**（無給電で5年以上稼働）
- **省スペース(小型化)**（橋梁等へ容易に設置が可能）
- **初期コストの低減**  
(洪水時ののみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減)  
(機器設置費用は、100万円/台以下)
- **維持管理コストの低減**  
(洪水時ののみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ**通信コストを縮減**)

### 洪水時に特化した低コストな水位計



#### 活用イメージ



水位計設置状況



観測装置設置状況

現在の水位計設置例



低コスト型水位計の設置例

18



# ダム事前放流の本格運用

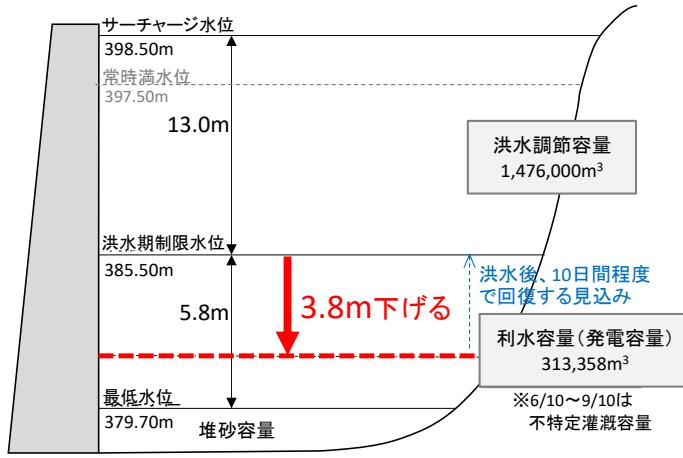
ゲート付ダム(佐治川ダム、賀祥ダム)において、ダム機能を最大限発揮する操作(事前放流)の本格運用に向けた取り組みを進める。

## <佐治川ダム>

洪水時の貯水容量を確保するため、これまで試行的に事前放流を行ってきたが、平成31年度から河川管理者(県)と電気事業者(県企業局)が協力し合い事前放流を本格運用していくこととした。※平成31年3月18日覚書締結

## <運用ルール>

- ・洪水が予想される場合は基本的に制限水位から3.8m下げる。(渴水の際は貯水位の回復具合を勘案して事前放流量を調整)
- ・事前放流は発電放流で行う。なお、灌漑用水等に支障を来さぬように維持放流は並行して行う。
- ・発電放流は水位低下に時間をするため、早期(2日前を目安)に事前放流の実施判断をする。



## <賀祥ダム>

- ・平成30年度より、事前放流に向けた利水者協議着手。
- ・令和元年度は、事前放流の試験的な運用に向けて調整中。

21

# ダム機能・操作の周知及び避難訓練の実施

避難体制の確立に向けて、各ダムにおいて、ダム機能や放流操作に係る周知(行政職員講習会・住民説明会等)を実施するとともに、ダム放流を想定した避難訓練を行う。

## <行政職員講習会の開催>

日時：平成31年3月26日(火)  
内容：県・市の防災担当者を対象にダム機能、  
ダム操作等の講習会を実施

## <住民周知(住民説明会・チラシ配布)の実施>

(鳥取市)

日時：4月23日(火)  
内容：佐治川ダム下流(佐治・用瀬)を対象とした説明会を実施  
(湯梨浜町)

日時：日程調整中  
(南部町)

日時：平成31年4月18日(木)、19日(金)、25日(木)  
内容：賀祥ダム・朝鍋ダム下流地域(地域振興協議会)を  
対象とした説明会(チラシ配布)を実施



住民周知(南部町)(平成31年4月18日開催)

## <避難訓練の実施>

(佐治川ダム)加瀬木地区

日時：5月19日(日)  
内容：ダム下流代表地区でダム放流を想定した図上避難訓練  
(参加者)住民31名、鳥取市佐治町総合支所、県  
・県がダムの機能及び限界を説明。  
・図上避難訓練として、避難所・避難経路の土砂崩れ等も考慮した上で、避難開始のタイミング、経路等を話し合った。  
・今後は、実際に避難所まで避難する訓練、支え愛マップづくり(共助体制構築)を行うこととした。

(賀祥ダム・朝鍋ダム)

日時：調整中  
内容：ダム下流代表地区でダム放流を想定した避難訓練を予定



加瀬木地区 図上避難訓練(令和元年5月19日開催)

22

## ・取組13 1. 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

～鳥取型防災学習の充実・拡大・防災教育の促進 「やす・防災つたえ隊」～

- ・近年、台風や集中豪雨などにより全国各地で多くの被害が発生していることを踏まえ、学生や、要配慮者利用施設や在住外国人の方など、地域の様々な人たちの防災意識の向上を図る必要がある。
- ・八頭県土整備事務所では、河川砂防課の若手職員による「やす・防災つたえ隊」を結成し、水害・土砂災害の区別なく、教育委員会や防災・福祉担当者と連携し、相手のニーズに合わせた防災教育を実施しています。

### « やす・防災つたえ隊 活動実績 »

【2018年度】 ○活動回数 14回

○活動内容

- ・小中学校向け(9回)  
水害、土砂災害の特徴や実際の写真・動画  
災害から身を守る方法  
防災情報の確認と活用方法 など
- ・災害時配慮者利用施設管理者向け(2回)  
各種防災情報システムの使い方等
- ・在住外国人向け(1回)  
タブレットを利用した防災情報の確認方法等
- ・地元自治会向け(2回)  
水害、土砂災害の特徴と各種防災情報等

【2019年度】 ○活動予定(5/28現在)

小中学校向け防災教育 10講座(4月～11月)  
今後、詳細な実施日時や内容の調整が必要ですが、多くの実施依頼が来ています。



23

## 取組14 1.鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

～防災学習、出前講座等の実施状況（H30事例紹介）～

水害・土砂災害等について、近年発生した災害、特に7月豪雨や台風第24号災害の教訓を踏まえて小学校等へ防災教育、地域や事業所等へ出前講座を実施

○防災教育など(小学校5回、大学1回)

○出前講座など(自治会等6回、事業所2回)

～ 地域との対話で見えてくるもの、避難場所確保の難しさや避難行動・意識の違いなど課題多い状況～



平成30年8月7日  
(美保南地区公民館)



平成30年10月25日  
(鳥取環境大学)



平成31年2月24日  
(勝谷公民館)



平成31年2月27日  
(就労支援事業所)

24

## 取組15 2.鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施等 ～危険箇所等における水防団との「重点監視区間」の共有化等（H30事例紹介）～

河川堤防の重点監視区間に中心に水防団（消防団）と鳥取市、鳥取県が合同で危険箇所等を現地点検し、今後の備えとして状況共有・意見交換を実施  
○平成30年5月26日 大路川（米里分団のエリア）  
○平成30年11月4日 野坂川（豊実分団のエリア）  
～ 水防活動の“現場の目線”、“河川管理者・内水管理者の目線”で普段から留意ポイントなど確認～



## 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

<避難勧告等の発令の主な変更点>

### ● 災害発生情報の発令

- ・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

### ● 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内より安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性

市町村が発令

気象庁が発表

# 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

■ 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。（例）氾濫危険情報：警戒レベル4相当情報[洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注<sub>1</sub>)市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注<sub>2</sub>)本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。